

# 第 2 2 期第 2 8 回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和5年12月11日（月）16時～  
場所 唐津市水産会館 多目的ホール  
（唐津市海岸通り 7182-217）

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

- |   |            |
|---|------------|
| (1) あなごかご漁業特認許可方針（案）について（諮問）                        | P2 ～ P5    |
| (2) いかかご漁業特認許可方針（案）について（諮問）                         | P6 ～ P10   |
| (3) 特定水産資源に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）       | P11 ～ P13  |
| (4) 試験養殖について（協議）                                    | P14 ～ P72  |
| ・唐津市統括支所（東唐津地先）におけるワカメ試験養殖                          |            |
| ・唐津市統括支所（湊地先）におけるコンブ試験養殖                            |            |
| ・呼子町統括支所（呼子地先）におけるコンブ試験養殖                           |            |
| ・鎮西町統括支所（馬渡島地先）におけるワカメ・コンブ試験養殖                      |            |
| ・鎮西町統括支所（名護屋地先）におけるコンブ試験養殖                          |            |
| (5) 共同漁業権漁場外（小川島新北沖・馬渡島沖・小川島北東沖）における砂利採取の認可について（協議） | P73 ～ P103 |
| (6) その他   |            |

水産第 3601 号  
令和 5 年（2023 年）11 月 30 日

松浦海区漁業調整委員会  
会 長 川 崎 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



あなごかご漁業（神集島地区特認）許可方針（案）について（諮問）

このことについて、次案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項及び第 15 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

担当：水産課漁業調整担当 川崎  
電話：0952-25-7145

## あなごかご漁業（神集島地区特認）（案）

### 第1 制限措置

#### （1）漁業種類

あなごかご漁業（神集島地区特認）

#### （2）許可又は起業の認可をすべき船舶の数

1隻

#### （3）船舶の総トン数

制限なし

#### （4）推進機関の馬力数

制限なし

#### （5）操業区域

下記の①②に示す海域

① 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩

イ 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩と福岡県糸島市志摩姫島南端を結んだ直線と、包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線との交点

ウ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線との交点

エ 唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線と、唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩鳥帽子島灯台を結んだ直線との交点

オ 唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩鳥帽子島灯台を結んだ直線と、唐津市高島西端と唐津市神集島西端を結んだ直線の延長線との交点

カ 唐津市神集島北端

② 次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域

ア 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線との交点

イ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

ウ 唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

(6) 漁業時期

2月1日から4月30日まで

(7) 漁業を営む者の資格

- ① 唐津市神集島地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

1年以内

第3 申請すべき期間

公示した日から令和6年1月12日まで

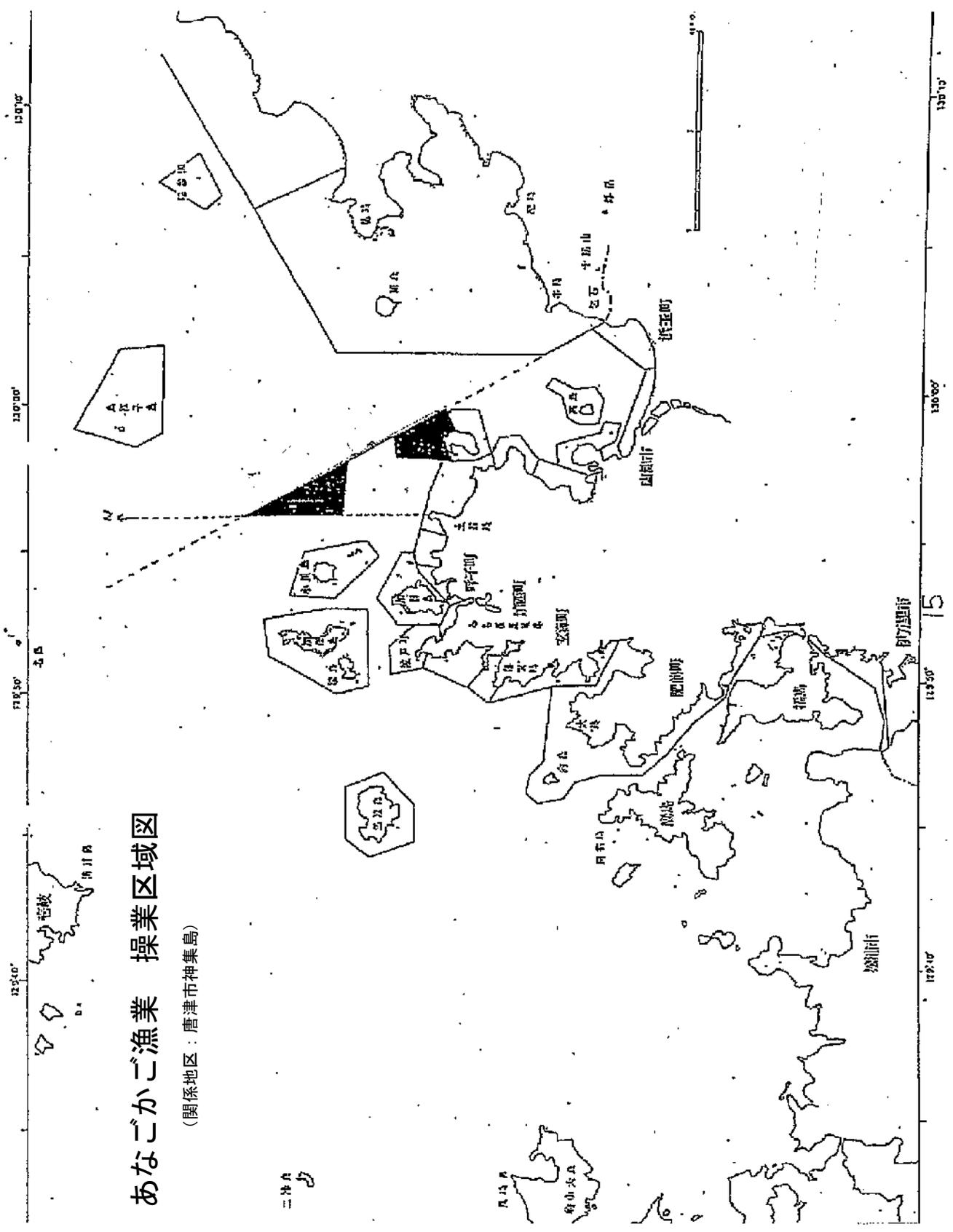
第4 許可の基準

第1（7）に定める資格を有し、第1（1）に定める漁業を営もうとする者。ただし、第1（2）に定める隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位とし、同順位である者相互間の優先順位は、抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の許可最終日の4月30日現在で、当該漁業許可を有していた者
- (2) 当該漁業許可を有する者から承継を受ける者。ただし、承継を受ける者は許可を有する者と同居して生計を同じくする2親等以内の親族に限る。
- (3) (1)に該当せず、前回の許可期間中に当該漁業許可を有していた者
- (4) (1)～(3)に該当しない者で、規則第4条第1項第6号、第8号から第14号まで又は第17号のいずれかの漁業許可を有する者
- (5) (1)～(4)に該当しない者

第5 条件

- (1) 使用するかご数は、200個以内とする。
- (2) 幹縄の両端に、水面1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない。
- (3) 操業時間は、夜間（日没から日出まで）とする。



# あなごか漁業 操業区域図

(関係地区：唐津市神集島)

水産第 3604 号  
令和 5 年 (2023 年) 11 月 30 日

松浦海区漁業調整委員会  
会 長 川 崎 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



いかかご漁業特認許可方針について (諮問)

このことについて、次案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項及び第 15 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

担当：水産課漁業調整担当 川崎  
電話：0952-25-7145

## いかかご漁業（特認）

### 第1 制限措置

#### （1）漁業種類

いかかご漁業

#### （2）許可又は起業の認可をすべき船舶の数

4隻以内

#### （3）船舶の総トン数

制限なし

#### （4）推進機関の馬力数

制限なし

#### （5）操業区域

佐賀県玄海海域及び包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線  
以東の筑肥漁場協議会で締結した操業協定に定められた海域

#### （6）漁業時期

2月1日から4月30日まで

#### （7）漁業を営む者の資格

- ① 唐津市神集島、旧呼子町小友又は呼子のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。又は、上記以外の地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者のうち、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者。
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号以下「規則」という。）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

### 第2 許可の有効期間

1年以内

### 第3 申請すべき期間

公示した日から令和6年1月12日まで

### 第4 許可の基準

第1(7)に定める資格を有し、第1(1)に定める漁業を営もうとする者。ただし、第1(2)に定める隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位とし、同順位である者相互間の優先順位は、抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 前回の許可最終日の4月30日現在で、当該漁業許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする

(2) 当該漁業許可を有する者から承継を受ける者。ただし、承継を受ける者は許可を有する者と同居して生計を同じくする2親等以内の親族に限る

(3) (1)に該当せず、前回の許可期間中に当該漁業許可を有していた者

(4) (1)～(3)に該当しない者で、規則第4条第1項第6号、第8号から第14号まで又は第17号のいずれかの漁業許可を有する者

(5) (1)～(4)に該当しない者

### 第5 条件

(1) 唐津市神集島地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、佐賀県玄海海域においては、①以外の海域で操業してはならない

① 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩

イ 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩と福岡県糸島市志摩姫島南端を結んだ直線と、包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線との交点

ウ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線との交点

エ 唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線と、唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を

結んだ直線との交点

オ 唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線と、唐津市高島西端と唐津市神集島西端を結んだ直線の延長線との交点

カ 唐津市神集島北端

(2) 唐津市神集島、旧呼子町小友又は呼子のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、佐賀県玄海海域においては①以外の海域で操業してはならない。

① 次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域

ア 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線との交点

イ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

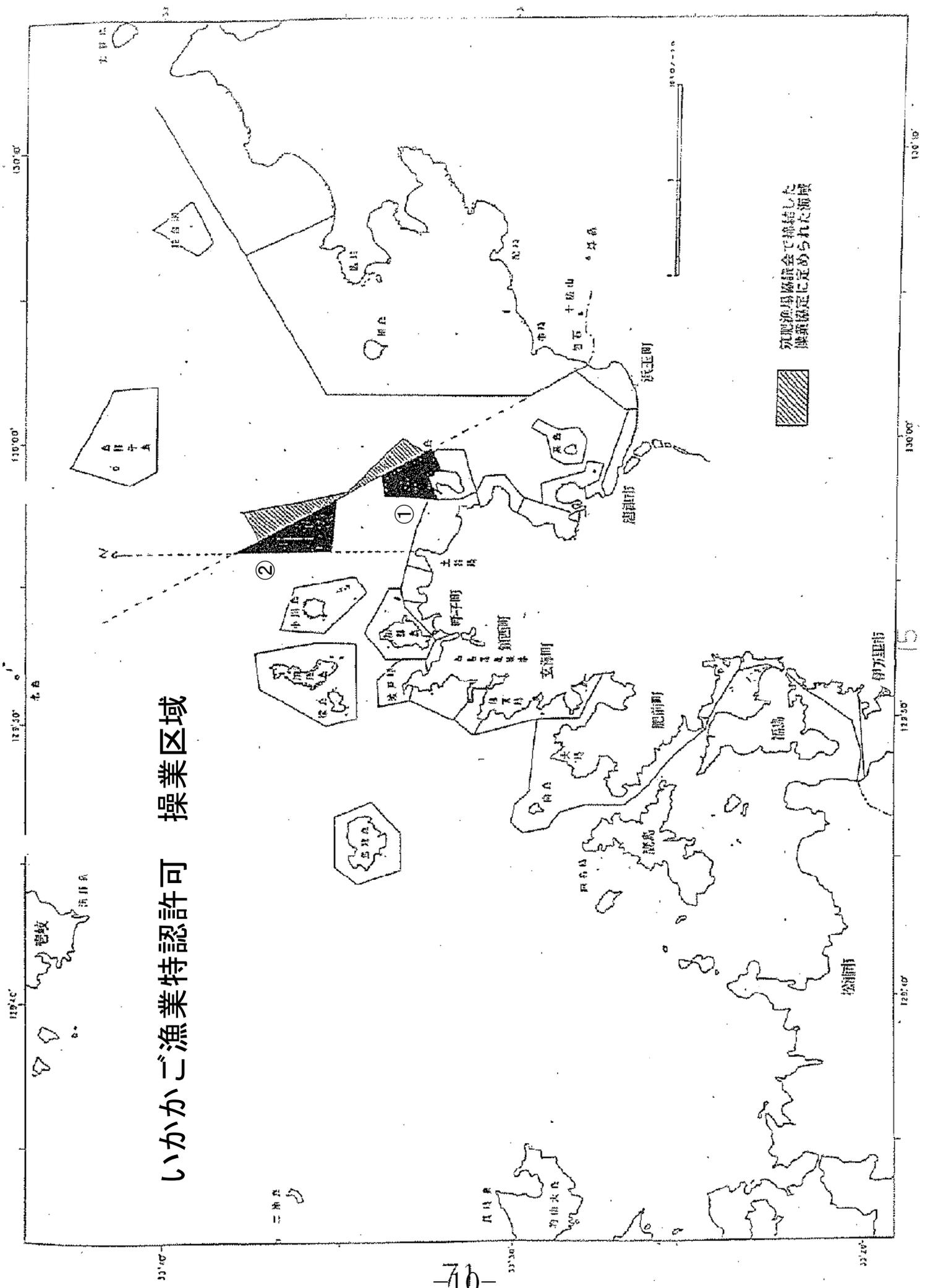
ウ 唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

(3) 松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められたことにより当該漁業を営む者の資格に該当した者は、同委員会が指定する海域以外で操業してはならない

(4) かご漬数は、120個以内とする

(5) 漁具標識として、連結した幹縄の両端に、水面上1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない

# いかかご漁業特認許可 操業区域



漁業特認許可で締結した  
操業区域に定められた海域



水産第3628号  
令和5年(2023年)12月4日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 様

さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定(案)について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙(案)のとおり定めたいので、同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当:農林水産部 水産課 漁業調整担当 萩原、寺田)

まあじ、まいわし対馬暖流系群、さんま、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和 6 管理年度（令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に定める数量は、次のとおりとする。

第 1 まあじ

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まあじ漁業	現行水準

第 2 まいわし対馬暖流系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まいわし漁業	現行水準

第 3 さんま

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県さんま漁業	現行水準

第 4 かたくちいわし対馬暖流系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
77,000 トンの内数

- 2 知事管理区分に配分する数量

<u>知事管理区分</u>	<u>配分数量</u>
<u>佐賀県かたくちいわし漁業</u>	<u>77,000 トンの内数</u>

第5 うるめいわし対馬暖流系群

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

44,000 トンの内数

2 知事管理区分に配分する数量

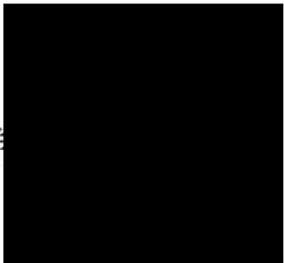
<u>知事管理区分</u>	<u>配分数量</u>
<u>佐賀県うるめいわし漁業</u>	<u>44,000 トンの内数</u>

水産第3655号  
令和5年12月4日

松浦海区漁業調整委員会

会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



唐津市統括支所（東唐津地先）における、ワカメ試験養殖に  
ついて（協議）

このことについて、別添のとおり佐賀玄海漁業協同組合 代表理事組合  
長 川寄和正から申請がありましたので、試験養殖処理要綱第4条の規定  
により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

# 試験養殖承認申請書

令和5年10月10日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-0000  
佐賀玄海漁業協同組合  
代表理事組合長 川崎 泰

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

## 記

- 1 目的                    ワカメ養殖試験（ロープ延縄式）
- 2 水産物の名称        ワカメ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積  
                          唐津市東唐津地先  
                          計3,000㎡（別紙1を参照）
- 4 試験養殖期間        試験養殖の承認日、又10月下旬より令和6年4月30日
- 5 養殖の方法及び規模  
                          方法；ロープ延縄式  
                          規模；40m×50m=2,000㎡ 1箇所（別紙2参照）  
                          40mの養殖ロープが6本

## 添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別紙1）

## 理由書

佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所・満島地区（以下、満島地区）の主な漁業種類は小型機船底曳網漁業・カゴ漁業・一本釣り漁業である。

しかしながら、満島地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えており、特に、漁業者数と後継者不足は悪化する一方である。

さらに、冬季は時化が多くなり、出漁日数そのものが減少することから、安定した収入確保、収益向上のための方策の検討が喫緊の課題となってきた。

そこで、現在、当支所唐房地区と当支所浜崎地区で行われており、数年前までは満島地区近くの唐津湾鳥島南側で行われていたわかめ養殖について、満島地区地先でも試験養殖を行い、安定した収入確保、収益向上の可能性を図ることにした。

令和3年度より試験養殖を始め、過去2年間の結果を比較すると生産量に多少の差はあるものの、問題なく試験養殖を行えた。

3年目となる今回もワカメの試験養殖を引き続き当該地区の漁場内で行いワカメ葉体の生育状況の把握を行うものである。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233

氏 名 佐賀玄海漁業協同組合  
代表理事組合長 川崎 和正

## ワカメ養殖試験計画書

佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所・満島地区(以下、満島地区)の主な漁業種類は小型機船底曳網漁業・カゴ漁業・一本釣り漁業である。

しかしながら、満島地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えており、特に、漁業者数と後継者不足は悪化する一方である。

さらに、冬季は時化が多くなり、出漁日数そのものが減少することから、安定した収入確保、収益向上のための方策の検討が喫緊の課題となってきた。

そこで、現在、当支所唐房地区と当支所浜崎地区で行われており、数年前までは満島地区近くの唐津湾鳥島南側で行われていたわかめ養殖について、満島地区地先でも試験養殖を行い、安定した収入確保、収益向上の可能性を図ることにした。

令和3年度より試験養殖を始め、過去2年間の結果を比較すると生産量に多少の差はあるものの、問題なく試験養殖を行えた。

3年目となる今回もワカメの試験養殖を引き続き当該地区の漁場内で行いワカメ葉体の生育状況の把握を行うものである。

### 1. 試験の概要

(1) 実施場所:唐津市東唐津地先(別図1のとおり)

(2)実施期間:試験養殖の承認日 ~ 令和6年4月30日

(3)試験内容

a) 概要

ロープ延縄式

b) 養殖施設(別図2のとおり)

・40m×50m=2,000m<sup>2</sup> 1箇所

・40mの養殖ロープが6本を設置

c) 試験方法

・10月中旬から水温データの記録開始

・11月に養殖施設(錨・ロープ等)の準備

・11月中旬に試験養殖開始(水温20℃以下)

・間引き等の管理、試験出荷を行いながら、養殖可能性を実証

・令和6年4月末 施設撤去

d) 種苗の供給元および供給量(予定)

i) 種苗供給元 :岩手ワカメ

ii) 種苗供給量 :300m

e) 出荷先予定 :市場出荷

f) 養殖試験従事予定者氏名

坂本智彦・坂本積彦

g) 養殖スケジュール

	R5.10月	11月	(中旬)	12月	R6.1月	2月	3月	4月末
作業内容	水温データ 測定開始	→養殖施設 準備	→試験養殖→ 開始	間引き等の管理、	試験出荷			→片付け

h) 収支計画

i) 支出の部 (※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・数量・金額を記載)

費目	数量	金額
ワカメ種糸	300m	90,000円

ii) 収入の部 (※試験出荷がある場合に記載)

費目	数量	金額
ワカメ	6本	270,000円

2. 安全対策

施設の維持管理については、唐津市統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

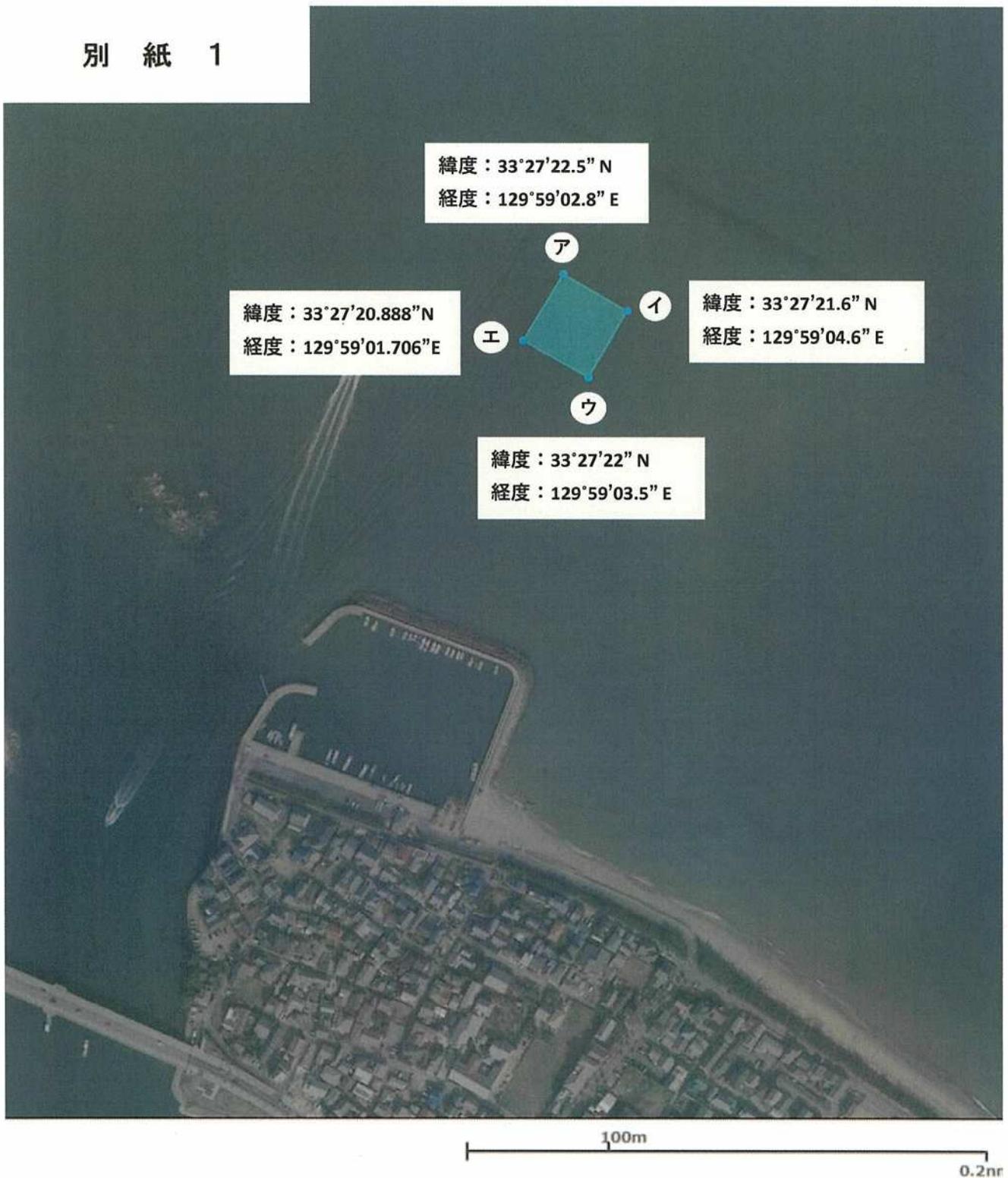
台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

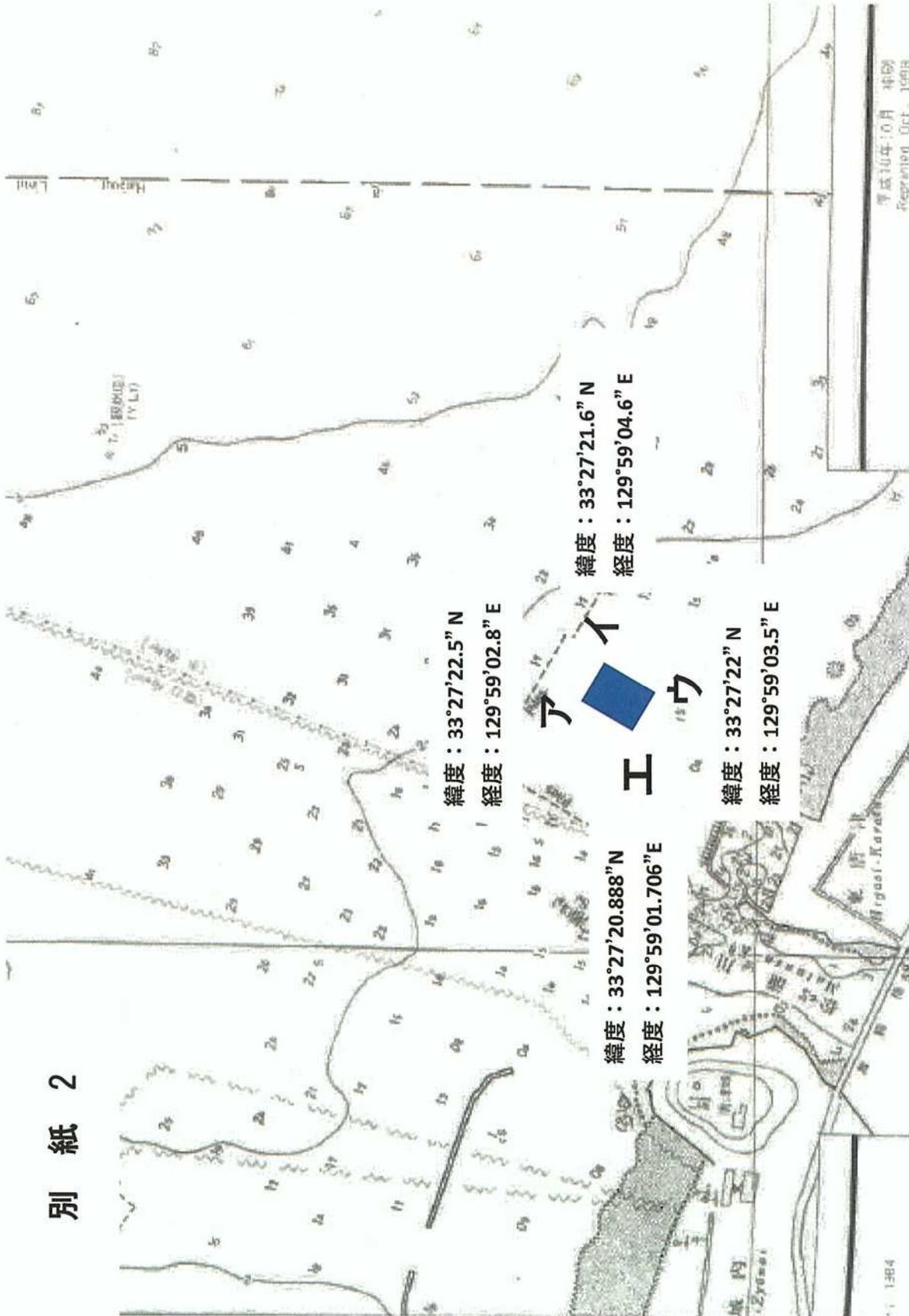
○ 緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所 0955-73-2662

別紙 1



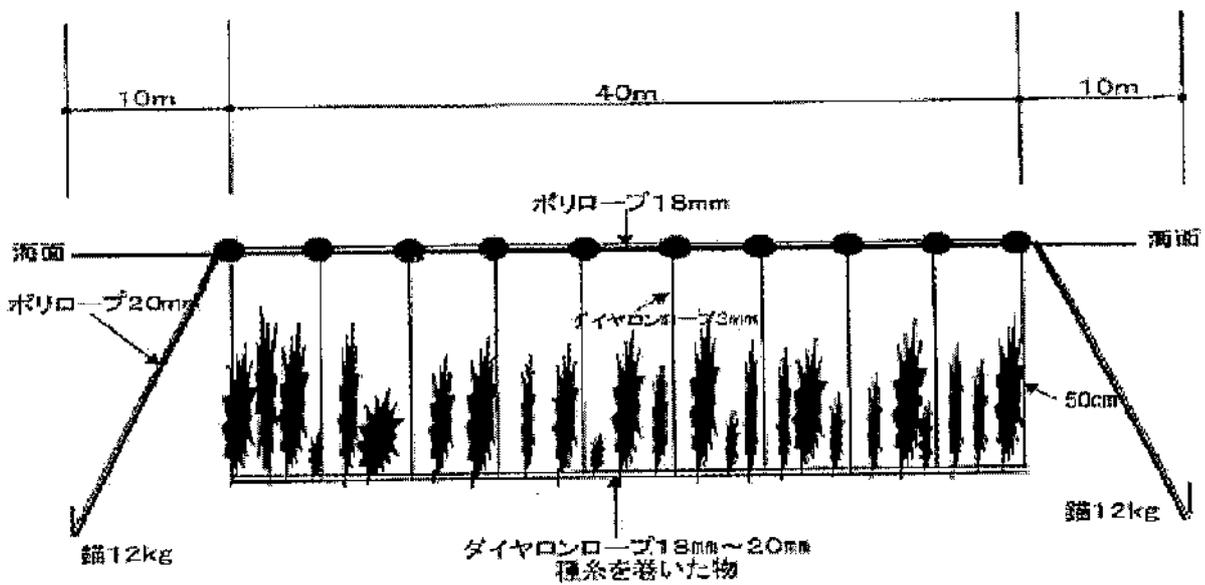
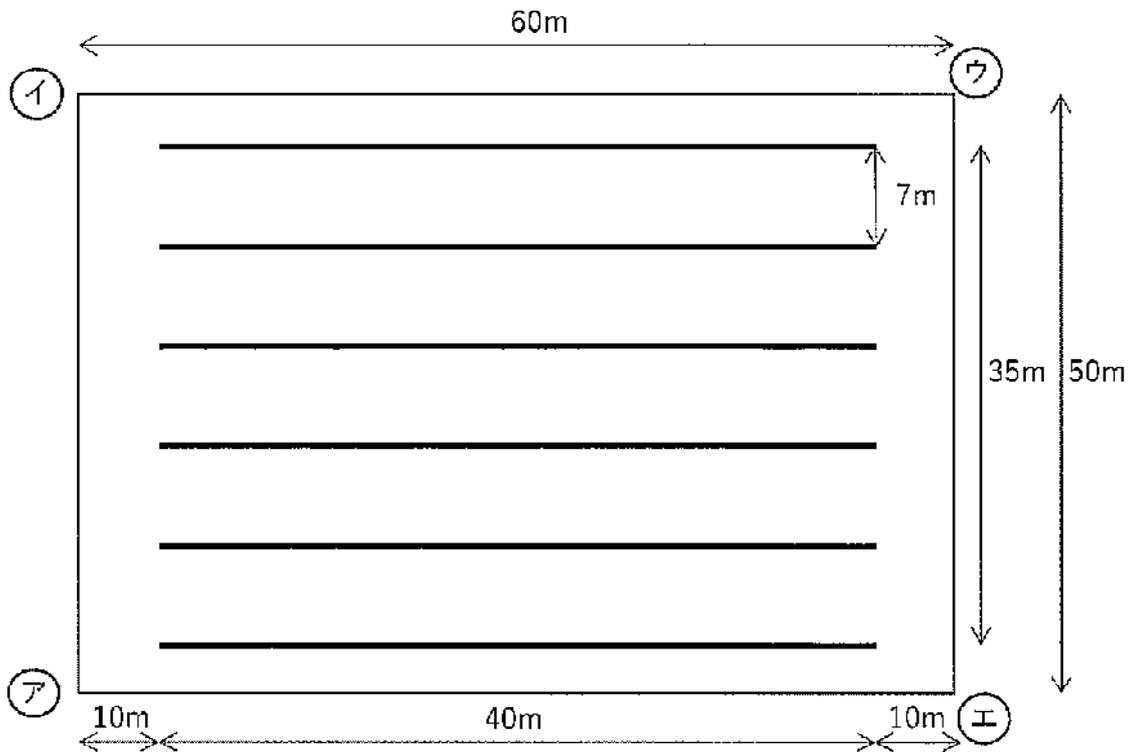
別紙 2



東唐津

# わかめ養殖筏見取図

## 平面図



## 立面図

## ワカメ類試験養殖業務委託契約書

試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協  
組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

目的)

第1条 甲は、ワカメ類試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、  
乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。  
い。

(委託業務の内容)

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

(状況報告)

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

(委託期間)

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和6年4月30日までとする。

(費用負担)

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

(成果)

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

契約の解除等)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し委託  
業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は  
一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めるとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のう  
え、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年10月10日

甲 唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長 峰 達

乙 唐津市海岸通7182番地23

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 和

唐 農 水 第 899 号  
令 和 5 年 11 月 13 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和5年10月10日付けで佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長川寄和正より、佐賀玄海漁業組合唐津市統括支所におけるワカメ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしくお願いたします。

## 意見書

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所・満島地区においては、底曳網漁業、カゴ漁業及び一本釣り漁業を主としています。

令和3年度より、安定した収入源の確保のため、当該地区においてワカメの試験養殖を実施しており、過去2年間の結果は、生産量に多少の違いはあるものの、概ね良好に推移しております。

3年目となる今回につきましても、引き続き同漁場内での試験養殖における様々な情報を、今後の漁業権取得に活かすものとし、結果として漁家収入も向上するものと考えております。

玄海水産振興センターの指導のもと、ワカメの試験養殖を行うことを、よろしくお取り計らいくださいますよう、お願いいたします。

令和5年11月13日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

水産第 3656 号  
令和 5 年 12 月 4 日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川 嵯 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



唐津市統括支所（湊地区）におけるコンブ試験養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり佐賀玄海漁業協同組合から申請がありましたので、試験養殖処理要綱第 4 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当  
電話：0952-25-7145

# 試験養殖承認申請書

令和5年10月10日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通  
佐賀玄海漁業協同組合  
代表理事組合長 川部

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

## 記

- 1 目的                    コンブ養殖試験（ロープ延縄式）
- 2 水産物の名称        コンブ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積  
                          唐津市湊地先  
                          計3,000㎡（別紙1を参照）
- 4 試験養殖期間        試験養殖の承認日より令和6年5月31日
- 5 養殖の方法及び規模  
                          方法；ロープ延縄式  
                          規模；30m×50m=1,500㎡ 1箇所（別紙2を参照）  
                          50mの養殖ロープ10本を設置

## 添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別紙1）
- (4) 養殖施設概要図（別紙2）

## コンブ養殖試験計画書

佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所・湊地区(以下、湊地区)の主な漁業種類は、海士漁業・サワリ縄漁業・キス網漁業、小型底曳網漁業である。

しかしながら、湊地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えている。

特に、同地区での主要漁業である海士漁業においては、近年の磯焼け等でアカウニ、アワビ等の餌料となるワカメ等海藻が減少しており、アカウニ、アワビ等の放流も行っているが身の入りが悪い。さらに放流してもなかなか生き残らず水揚向上に繋がっていない。また、漁業者の後継者不足、高齢化に伴い漁業の効率化を早急に図る必要がある。

そのような中、湊地区の漁業者間でアカウニ、アワビ等の養殖による生産の効率化、計画的な出荷の実施、アカウニ、アワビ等の餌料となるとともに単独出荷で漁業収入が見込めるワカメおよびコンブの養殖への要望が出てきた。

そこで、これから養殖漁期となるコンブの試験養殖に取り組むことにした。

そして、今回の試験養殖で得られる各種データを、藻類養殖区画漁業権免許の取得のための根拠データとするとともに、本養殖を実施する際の基礎データとする。

### 1. 試験の概要

(1) 実施場所:唐津市湊地先(別図1のとおり)

(2) 実施期間:試験養殖の承認日～令和6年5月

(3) 試験内容

a) 概要

ロープ延縄式

b) 養殖施設(別図2のとおり)

・30m×50m=1500㎡ 1箇所

・50mの養殖ロープ10本を設置

c) 試験方法

・令和5年12月に養殖施設(錨・ロープ等)の準備

・水温が適水温に成りしだい試験養殖開始(水温16℃以下;適水温13～15℃)

・間引き等の管理を行いながら、養殖可能性を実証

・令和6年5月末 施設撤去

d) 種苗の供給元および供給量

i) 種苗供給元 :北海道コンブ・岩手コンブ

ii) 種苗供給量 :各300m 合計600m

e) 出荷先予定

該当なし

f) 養殖試験従事予定者氏名



g) 養殖スケジュール

	R5.12月	R6.1月	2月	3月	4月	5月末
作業内容	養殖施設 準備	→試験養殖→ 開始		間引き等の管理		→片付け

h) 収支計画

i) 支出の部 (※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・数量・金額を記載)

費目	数量	金額
コンブ種苗	600m	150,000円

ii) 収入の部 (※試験出荷がある場合に記載)

費目	数量	金額
該当なし	kg	円

※餌として試験養殖の為

2. 安全対策

施設の維持管理については、佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

○ 緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所      0955-73-2662

## 理由書

佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所・湊地区（以下、湊地区）の主な漁業種類は、海士漁業・サワラ引縄漁業・キス網漁業、小型底曳網漁業である。

しかしながら、湊地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えている。

特に、同地区での主要漁業である海士漁業においては、近年の磯焼け等でアカウニ、アワビ等の餌料となるワカメ等海藻が減少しており、アカウニ、アワビ等の放流も行っているが身の入りが悪い。さらに放流してもなかなか生き残らず水揚向上に繋がっていない。また、漁業者の後継者不足、高齢化に伴い漁業の効率化を早急に図る必要がある。

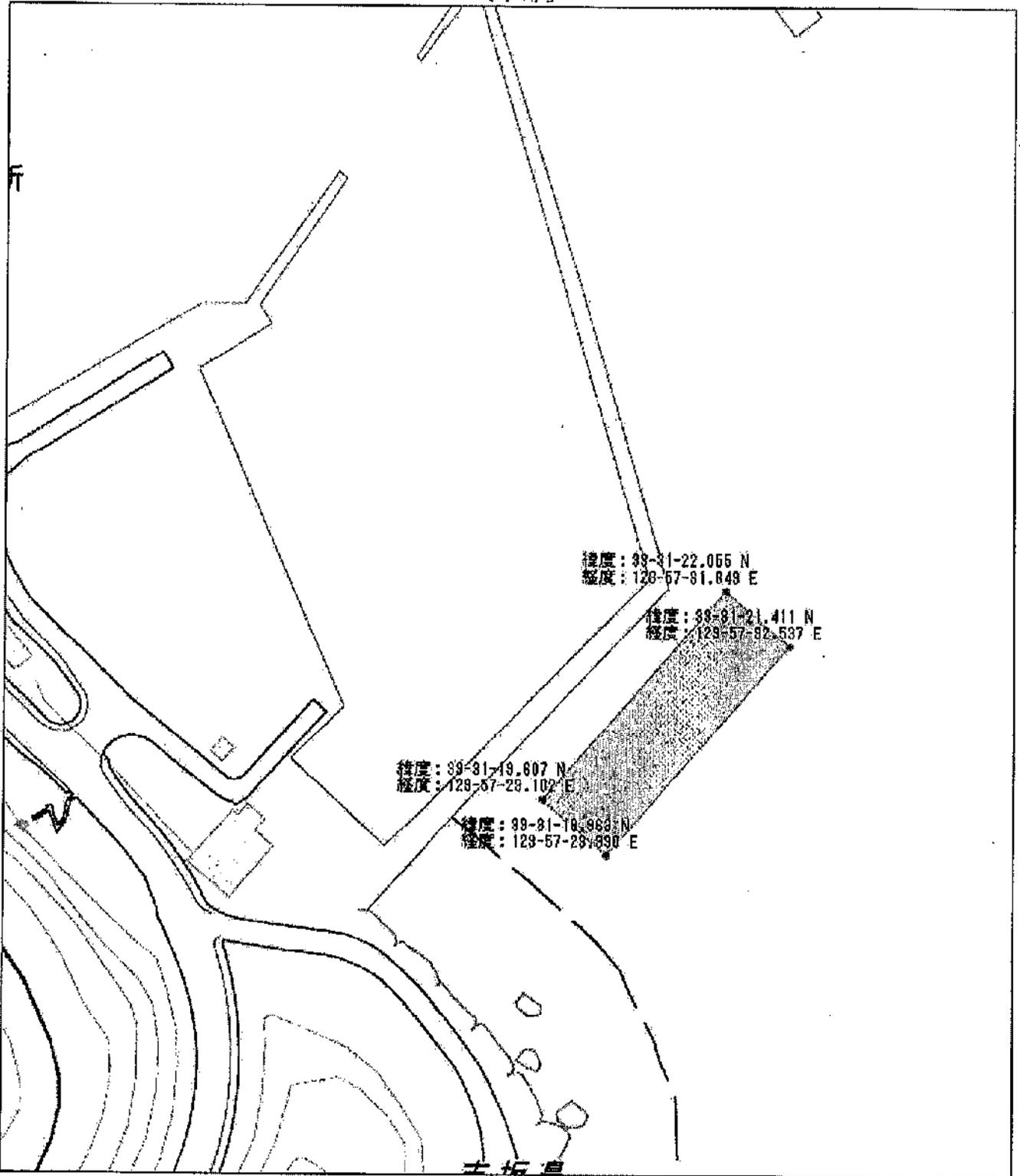
そのような中、湊地区の漁業者間でアカウニ、アワビ等の養殖による生産の効率化、計画的な出荷の実施、アカウニ、アワビ等の餌料となるとともに単独出荷で漁業収入が見込めるワカメ・コンブ等の養殖への要望が出てきた。

そこで、これから養殖漁期となるワカメ・コンブ等の試験養殖に取り組むことにした。

なお、前回は準備不足により試験養殖を行なったため、今回は種苗が確保できるコンブの試験養殖について、しっかり準備を行い試験養殖に取り組むことにする。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233  
氏 名 佐賀玄海漁業協同組合  
代表理事組合長 川寄 和正

印刷



60m

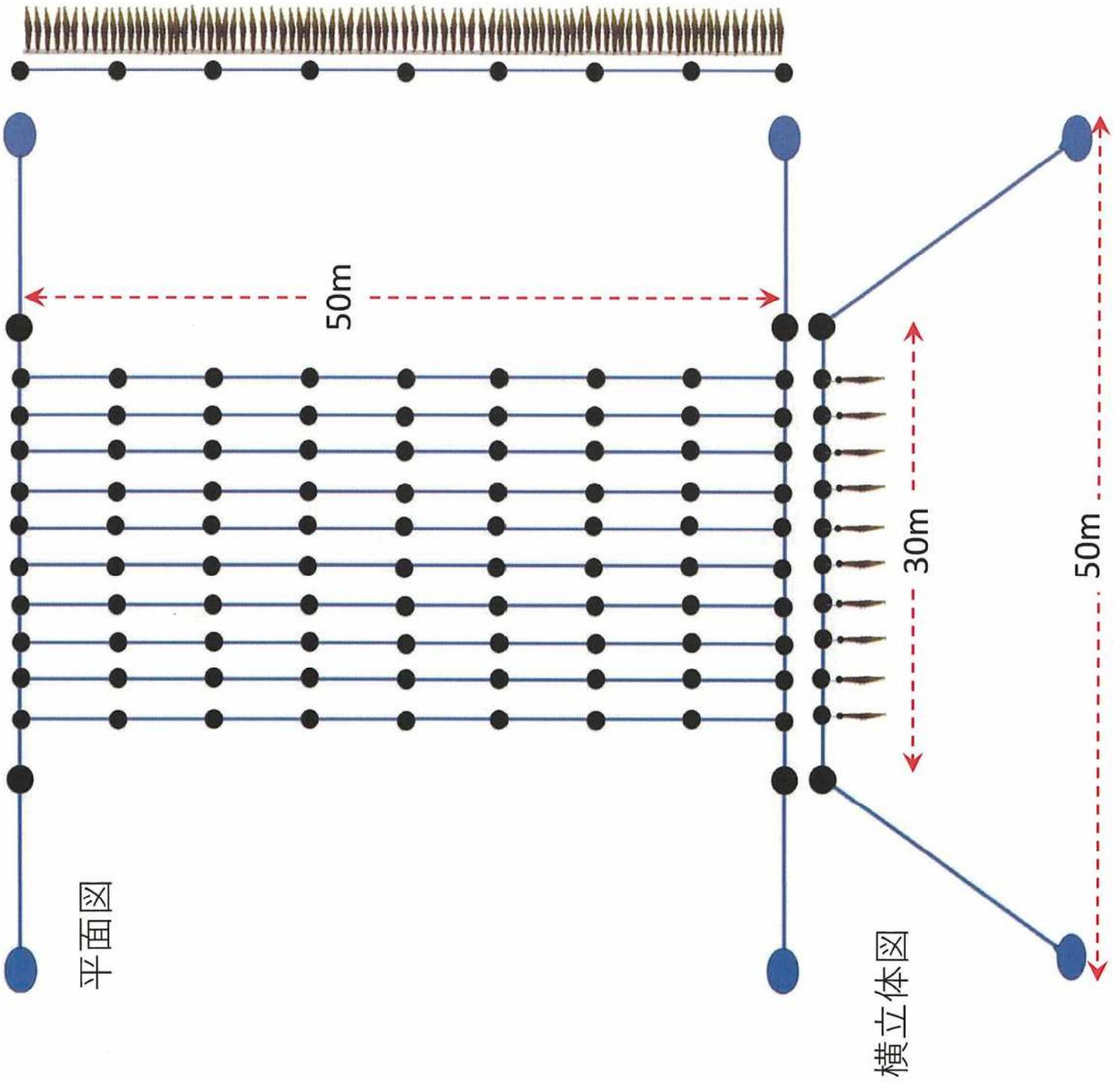
0.2nm

仁志川とお知池



100m  
0.2mi

縦立体図



## コンブ類試験養殖業務委託契約書

試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

的)

第1条 甲は、コンブ類試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第2条 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和6年5月31日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めるとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年10月10日

甲 唐津市西城内1番1号

唐 津 市

唐津市長 峰 達

乙 唐津市海岸通7182番地23

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 崎 利

唐 農 水 第 900号  
令 和 5年 11月 13日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和5年10月10日付けで佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長川寄和正より、佐賀玄海漁業組合唐津市統括支所におけるコンブ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしく願いいたします。

## 意見書

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所・湊地区においては、海土漁業を主要漁業としています。

近年では、海土漁業のアカウニ・アワビが磯焼け等の原因により、ワカメ等の海藻類が減少していることから身入りが悪く、ワカメ・コンブ類の試験養殖の要望が挙がっております。

今回につきましては、飼料となり単独出荷も可能なコンブの試験養殖を行い、放流しているアカウニやアワビの身入り改善のため、玄海水産振興センターの指導のもと、コンブの試験養殖を行うことを、よろしくお取り計らいくださいますよう、お願いいたします。

令和5年11月13日

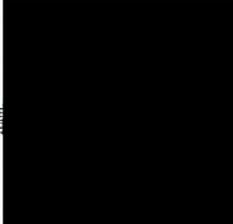
佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

水産 第3657号  
令和5年12月4日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川 崙 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥 彦



呼子町統括支所（呼子地先）におけるコンブ試験養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり佐賀玄海漁業協同組合から申請がありましたので、試験養殖処理要綱第4条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当  
電話：0952-25-7145

## 試験養殖承認申請書

令和5年11月18日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-233

佐賀玄海漁業協同組

代表理事組合長 川

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

### 記

- 1 目的                    コンブ養殖試験（ロープ延縄式）
- 2 水産物の名称        コンブ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積  
唐津市呼子町呼子地先  
計500㎡（別紙1を参照）
- 4 試験養殖期間        試験養殖の承認日より令和6年6月30日
- 5 養殖の方法及び規模  
方法；ロープ延縄式  
規模；10m×50m=500㎡ 1箇所（別紙2参照）  
30mの養殖ロープが2本

### 添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別紙1）
- (4) 養殖施設概要図（別紙2）

## 理由書

佐賀県玄海漁業協同組合呼子町統括支所・呼子地区（以下、呼子地区）の主な漁業種類は、はえ縄漁業・イカ釣り漁業・一本釣り漁業である。

しかしながら、呼子地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えており、特に、漁業者数と後継者不足は悪化する一方である。

さらに、冬季は時化が多くなり、出漁日数そのものが減少することから、安定した収入確保、収益向上のための方策の検討が喫緊の課題となってきた。

そこで、現在、同支所同地区では漁家収入の改善を図るため、イカ釣り漁業者を中心とした漁業者グループが佐賀県の複合経営等漁家系改善支援事業を活用して、アカウニの陸上養殖に取り組んでいるところである。

そのアカウニ陸上養殖を実施する上で必要な餌料については、現時点では必要十分量を確保できる見込みではあるが、それらを確保できない場合を考慮し、今年度も同支所同地区地先での海藻養殖を検討することにした。

そこで、令和3年12月から令和4年4月と令和4年12月から令和5年6月の2回、同地区の近隣地先でコンブ養殖の試験養殖に取り組んだ。4年度は3年度より水温が3℃程上昇したが、良好な試験結果を得る事ができた。今年は前年との水温差にどれだけ違いがあるかを確認しつつ、生育に対する影響等を把握したいと思い、前年同様の同地区・同規模・同期間でコンブ試験養殖を実施することにした。

そして、同地区・同規模・同期間による数回の試験養殖で得られる各種データをも合わせて、コンブ養殖区画漁業権免許の取得のための根拠データとするとともに、コンブ本養殖を実施する際の基礎データとする。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182  
氏 名 佐賀玄海漁業協  
代表理事組合長 川寄

# コンブ養殖試験計画書

## 1. 試験の概要

- (1) 実施場所: 唐津市呼子町呼子地先(別図1のとおり)
- (2) 実施期間: 試験養殖の承認日～令和6年6月
- (3) 試験内容
  - a) 養殖施設(別図2のとおり)
    - ・ロープ延縄式    ・10m×50m=500㎡ 1箇所    ・30mの養殖ロープ2本を設置
  - b) 試験方法
    - ・令和5年12月に養殖施設(錨・ロープ等)の準備
    - ・水温が適水温に成りしだい試験養殖開始(水温 16℃以下;適水温 13～15℃)
    - ・間引き等の管理を行いながら、養殖可能性を実証
    - ・令和6年6月末 施設撤去
  - c) 種苗の供給元および供給量(予定)
    - 供給元: 南かやべ漁協(北海道)    供給量: 200m
  - d) 出荷先予定
    - 該当なし
  - e) 養殖試験従事予定者氏名
  - f) 養殖スケジュール

	R5.12月	12月	R6.1月	2月	3月	4月	5月	6月末
作業内容	養殖施設 準備	→試験養殖→ 開始		間引き等の管理				→片付け

## g) 収支計画

i) 支出の部 (※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・数量・金額を記載)

費目	数量	金額
コンブ種苗	200m	50,000

ii) 収入の部 (※試験出荷がある場合に記載)

費目	数量	金額
該当なし		

## 2. 安全対策

施設の維持管理については、佐賀県玄海漁業協同組合呼子町統括支所が適切に管理を行う。

## 3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

### ○ 緊急時の連絡先

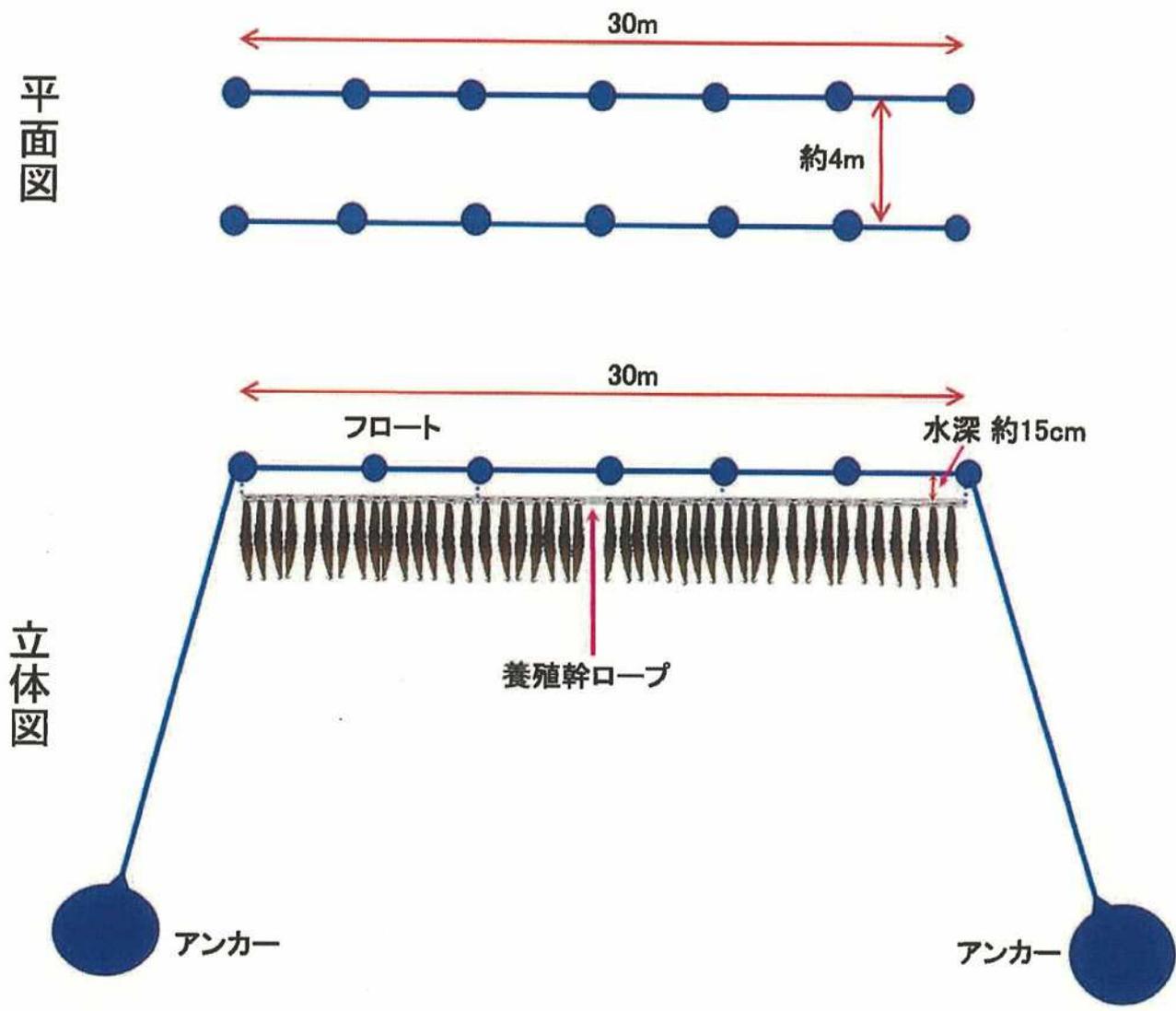
佐賀玄海漁業協同組合呼子町統括支所      0955-82-1717

別図 1

試験養殖区画位置区域図



# 別図2



養殖施設概要図

## コンブ類試験養殖業務委託契約書

試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

目的)

第1条 甲は、コンブ類試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

(委託業務の内容)

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

(状況報告)

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

(委託期間)

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和6年6月30日までとする。

(費用負担)

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

(成果)

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

契約の解除等)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めるとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年10月31日

甲 唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長 峰 達

乙 唐津市海岸通7182番地23

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 和

唐 農 水 第 9 2 0 号  
令 和 5 年 1 1 月 1 8 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和5年11月18日付けで佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長川寄和正より、佐賀玄海漁業組合呼子町統括支所におけるコンブ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしくお願いたします。

## 意見書

佐賀玄海漁業協同組合呼子町統括支所・呼子地区においては、イカ釣り漁業を主とありますが、漁業収入の安定化を目指すため、イカ釣り漁業者を中心とした漁業者グループにおいて、佐賀県複合経営等経営改善事業を活用し、アカウニ陸上養殖を実施しております。

アカウニの必要な飼料として、令和3年12月より計2回のコンブ養殖の試験に取り組んでおり、概ね良好な結果は得つつも、引き続き水温変化等にどれだけの結果の違いがあるかなどの生育の影響を把握することが必要です。

玄海水産振興センターの指導のもと、コンブの試験養殖を行うことを、よろしくお取り計らいくださいますよう、お願いいたします。

令和5年11月18日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

水産 第3658号  
令和5年12月4日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川 嵯 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



鎮西町統括支所（馬渡島地先）におけるワカメ・コンブ試験養殖に  
ついて（協議）

このことについて、別紙のとおり佐賀玄海漁業協同組合から申請がありましたので、試験養殖処理要綱第4条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当  
電話：0952-25-7145

# 試験養殖承認申請書

令和5年11月17日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-  
佐賀玄海漁業協同組合  
代表理事組合長 川崎 和

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

## 記

- 1 目的                   ワカメ・コンブ養殖試験（ロープ延縄式）
- 2 水産物の名称       ワカメ・コンブ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積  
唐津市鎮西町馬渡島田尻地区地先  
計800㎡（別紙1を参照）
- 4 試験養殖期間       試験養殖の承認日より令和6年6月30日
- 5 養殖の方法及び規模  
方法；ロープ延縄式  
規模；10m×80m=800㎡ 1箇所（別紙2を参照）  
50mの養殖ロープ3本を設置（ワカメ2本・コンブ1本）

## 添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別紙1）
- (4) 養殖施設概要図（別紙2）

## 理由書

佐賀県玄海漁業協同組合馬渡島支所・馬渡島地区（以下、馬渡島地区）の主な漁業種類は、延縄漁業、一本釣り漁業、採介藻漁業等である。

しかしながら、全国的な傾向と同じく、馬渡島地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えている。

特に、馬渡島地区では近年、温暖化など様々な要因により、藻場が徐々に枯れ、主に採介藻漁業で採取するバフンウニ・アカウニやアワビ、サザエの生育が悪く、減少している。

毎年、離島振興事業でバフンウニ・アカウニの種苗を購入し、放流するが、藻場の減少に伴い、放流効果が薄く、収入が不安定化してきている。

そのような状況のなかで、より効率的で漁業収入が見込めるワカメ・コンブ養殖に取り組み、販売や利用価値を深めたい。

そこで、玄海水産振興センター指導の下、田尻地区地先沿岸域での漁場を一部利用してワカメ・コンブの試験養殖を行い、今回の試験養殖で得られる各種データを、ワカメ・コンブ養殖区画漁業権免許の取得のための根拠データとするとともに、本養殖を実施する際の基礎データとする。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番  
氏 名 佐賀玄海漁業協同  
代表理事組合長 川寄 和

## ワカメ・コンブ養殖試験計画書

### 1. 試験の概要

- (1) 実施場所: 唐津市鎮西町馬渡島田尻地先
- (2) 実施期間: 試験養殖の承認日～令和6年6月
- (3) 試験内容

#### a) 養殖施設(別図2のとおり)

- ・10m×80m=800㎡ 1箇所
- ・50mの養殖ロープ3本(ワカメ2本・コンブ1本)を設置

#### b) 試験方法

- ・令和5年12月初旬に養殖施設(錨・ロープ等)の準備
- ・12月中旬に試験養殖開始(ワカメ;水温16℃以下、コンブ;水温15℃以下)
- ・間引き等の管理、試験出荷を行いながら、養殖可能性を実証
- ・令和6年6月末 施設撤去

#### c) 種苗の供給元および供給量(予定)

- i) 種苗供給元 : 岩手県(地種)
- ii) 種苗供給量 : ワカメ300m、コンブ50m

#### d) 出荷先予定

未定(※ただし、養殖が成功し、順調だった場合は、地元旅館・栽培協会などに販売することを検討する。)

#### e) 養殖試験従事予定者氏名

別紙「ワカメ・コンブ試験養殖者名簿」のとおり

#### f) 養殖スケジュール

	R5.12月初旬	12月中旬	R6.1月	2月	3月	4月	5月	6月末
作業内容	養殖施設 準備	→ 試験養殖 開始	→	間引き等の管理、 試験出荷	→	片付け		

g) 収支計画

i) 支出の部 (※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・数量・金額を記載)

費目	数量	金額
ワカメ用ロープ一式	2セット	40,000
コンブ用ロープ一式	1セット	20,000
アンカー	6丁	300,000
種苗代ワカメ	300m	84,000
種苗代コンブ	50m	14,000

ii) 収入の部 (※試験出荷がある場合に記載)

未定(※ただし、養殖が成功し、順調だった場合は、地元旅館・栽培協会などに販売することを検討する。)

2. 安全対策

施設の維持管理については、佐賀県玄海漁業協同組合 鎮西町統括支所 馬渡島支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

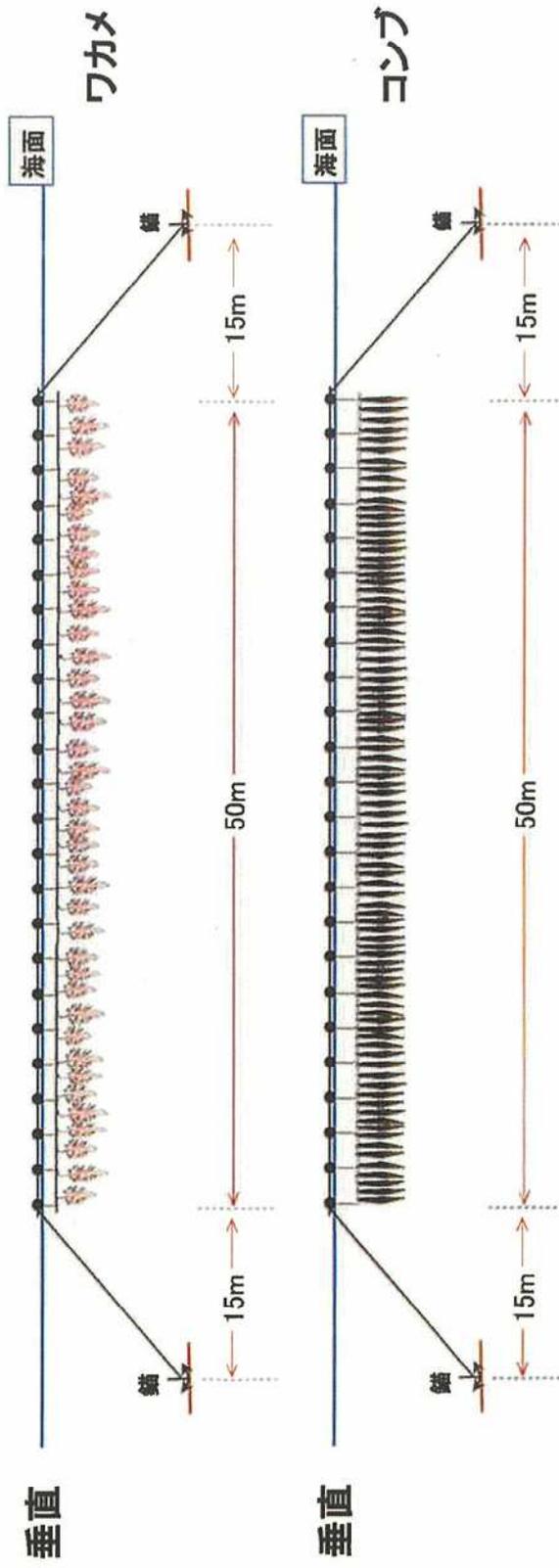
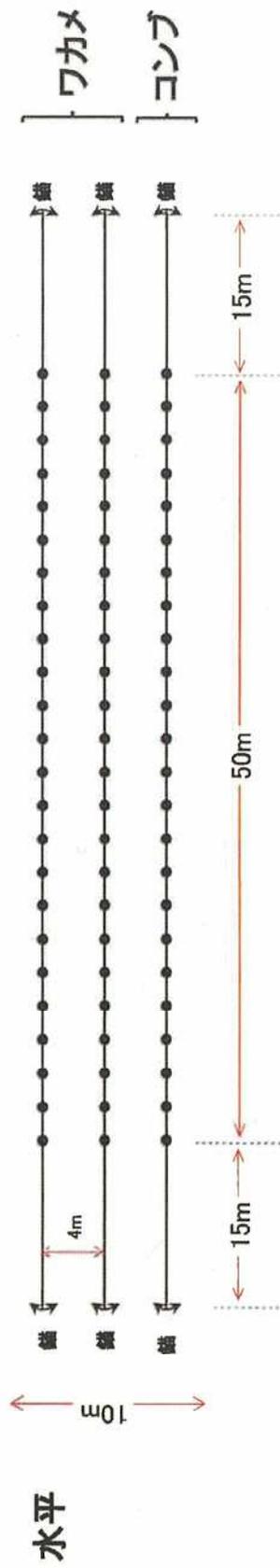
○ 緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合 鎮西町統括支所 馬渡島支所 0955-82-9111

別紙1



別紙2



ワカメ・コンブ類試験養殖業務委託契約書

試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

目的)

第1条 甲は、ワカメ・コンブ類試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

(委託業務の内容)

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

(状況報告)

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

(委託期間)

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和6年6月30日までとする。

(費用負担)

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

(成果)

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

契約の解除等)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年10月26日

甲 唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長 峰 達

乙 唐津市海岸通7182番地23

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 和

唐 農 水 第 9 1 5 号  
令 和 5 年 1 1 月 1 7 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和5年11月17日付けで佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長川寄和正より、佐賀玄海漁業組合鎮西町統括支所におけるワカメ・コンブ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしくお願いたします。

## 意見書

佐賀玄海漁業協同組合鎮西町統括支所・馬渡島地区においては、延縄漁業、一本釣り漁業及び採介藻漁業を主としています。

現在、馬渡島漁業集落では、離島漁業再生支援事業に取り組んでおり、バフンウニやアカウニの種苗を購入し、放流を行っているが、近年の温暖化等の様々な海況変化により、藻場が減少しており、放流効果が薄い状況です。

そこで、種苗放流の効果を高めるべく、田尻地区地先の漁場の一部を利用して、ウニ類の飼料となるワカメとコンブの養殖に取り組みたいと考えております。

玄海水産振興センターの指導のもと、ワカメ・コンブの試験養殖を行うことを、よろしくお取り計らいくださいますよう、お願いいたします。

令和5年11月17日

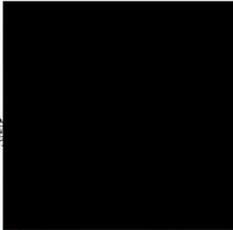
佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

水産第3659号  
令和5年12月4日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川崎和正 様

佐賀県知事 山口 祥 彦



鎮西町統括支所（名護屋地先）におけるコンブ試験養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり佐賀玄海漁業協同組合から申請がありましたので、試験養殖処理要綱第4条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当  
電話：0952-25-7145

# 試験養殖承認申請書

令和5年11月17日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通  
佐賀玄海漁業協同組  
代表理事組合長 川

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

## 記

- 1 目的                    コンブ養殖試験（ロープ延縄式）
- 2 水産物の名称        コンブ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積  
                            唐津市鎮西町名護屋方柄浦地先  
                            介類小割養殖業区画漁業権漁場松区第403号の一部  
                            計 1,080㎡（別紙1を参照）
- 4 試験養殖期間        試験養殖の承認日より令和6年6月30日
- 5 養殖の方法及び規模  
                            方法；ロープ延縄式  
                            規模；45m×24m＝1,080㎡ 1箇所（別紙2を参照）  
                            25mの養殖ロープ 7本を設置

## 添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別紙1）
- (4) 養殖施設概要図（別紙2）

## コンブ養殖試験計画書

### 1. 試験の概要

(1) 実施場所: 唐津市鎮西町名護屋方柄浦地先

(2) 実施期間: 試験養殖の承認日～令和6年6月

(3) 試験内容

a) 養殖施設(別図2のとおり)

・45m×24m=1,080㎡ 1箇所

・25mの養殖ロープ 7本を設置

b) 試験方法

・令和5年11月下旬に養殖施設(錨・ロープ等)の準備

・12月中旬に試験養殖開始(水温15℃以下)

・間引き等の管理、試験出荷を行いながら、養殖可能性を実証

・令和6年6月末 施設撤去

c) 種苗の供給元および供給量(予定)

i) 種苗供給元 : 北海道、岩手

ii) 種苗供給量 : 北海道 50m、岩手 50m

d) 出荷先予定 栽培協会にエサとして販売予定(500kg)

e) 養殖試験従事予定者氏名



f) 養殖スケジュール

	R5.11月下旬	12月	R6.1月	2月	3月	4月	5月	6月末
作業内容	養殖施設 → 試験養殖 →		間引き等の管理、試験出荷				→ 片付け	
	準備	開始						

g) 収支計画

i) 支出の部 (※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・数量・金額を記載)

費目	数量	金額
コンブ種苗	100m	24,600 円

ii)収入の部 (※試験出荷がある場合に記載)

費目	数量	金額
売上	1,500 kg	250,000 円

2. 安全対策

施設の維持管理については、佐賀県玄海漁業協同組合鎮西町統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

○ 緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合鎮西町統括支所      0955-82-5640

## 理由書

佐賀県玄海漁業協同組合鎮西町統括支所名護屋地区（以下、名護屋地区）の主な漁業種類は、沿岸イカ釣り漁業、海士漁業、かき養殖漁業、魚類養殖漁業等である。

しかしながら、全国的な傾向と同じく、名護屋地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えている。

特に、名護屋地区では沿岸イカ釣り漁業については漁獲量の減少が著しくて水揚高も減少している。そのような中、より効率的で漁業収入が見込めるコンブ養殖をさらに兼業することを検討しており、コンブの試験養殖に取り組むことにした。

また、名護屋地区名護屋方柄浦地先には、介類小割養殖業区画漁業権漁場松区第403号（以下、「松区第403号」という）があるが、この区画は外洋からの風波の影響を受けやすく、介類養殖漁業以外での有効活用が検討されている。

そこで、玄海水産振興センター指導の下、松区第403号の一部を利用してコンブの試験養殖を行い、今回の試験養殖で得られる各種データを、コンブ養殖区画漁業権免許の取得のための根拠データとするとともに、本養殖を実施する際の基礎データとする。

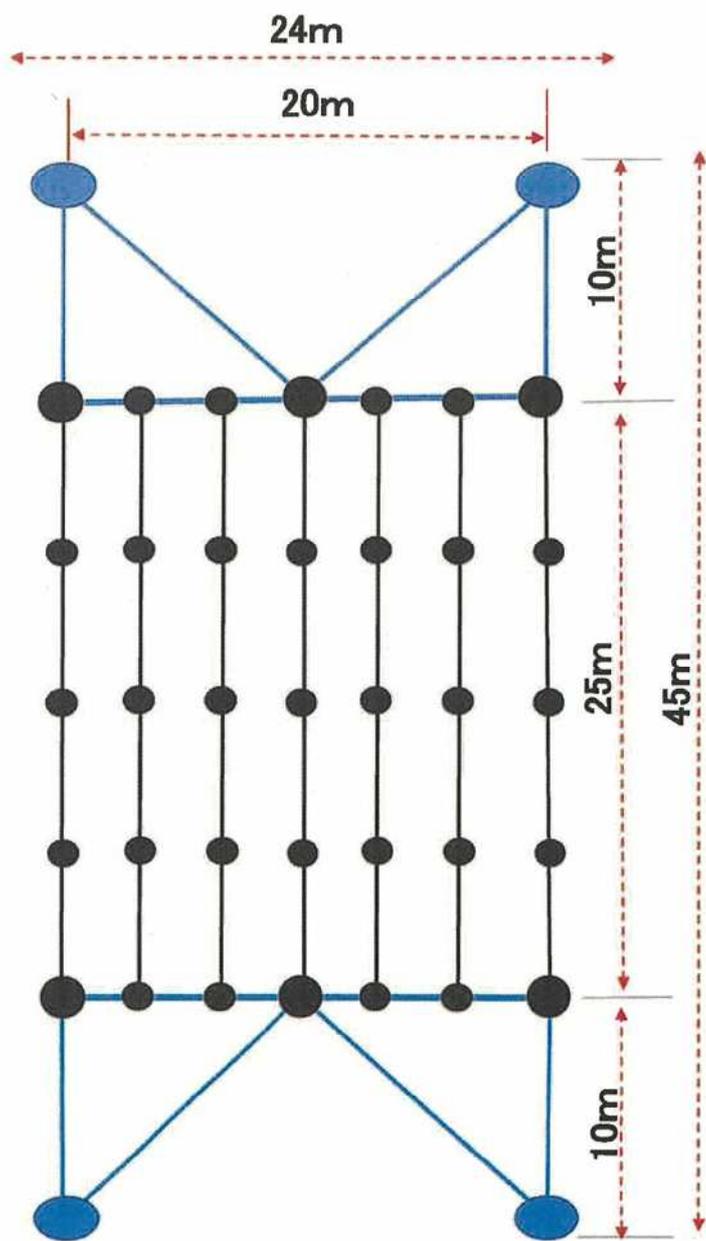
住所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番  
氏名 佐賀玄海漁業協同  
代表理事組合長 川寄 和

別紙1

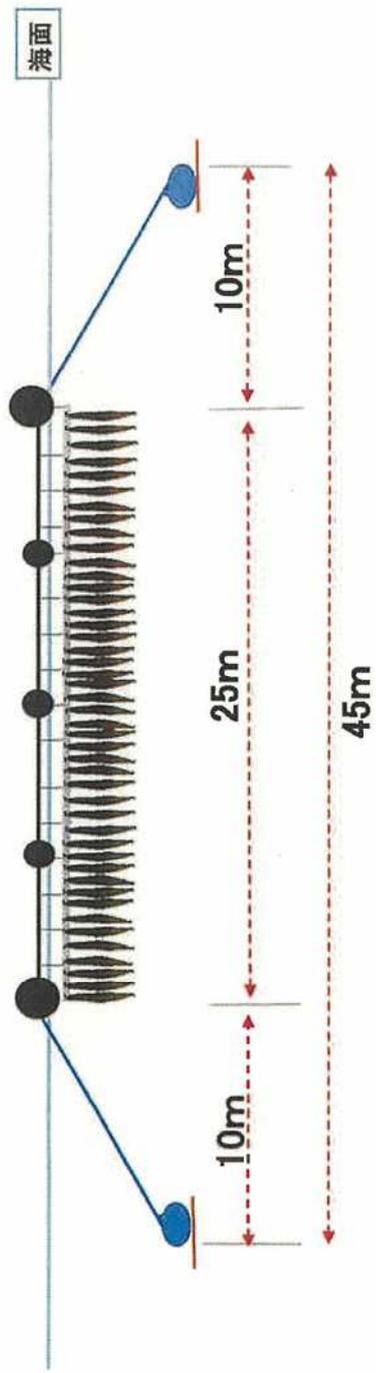


別紙2

水平



垂直



## コンブ試験養殖業務委託契約書

試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、コンブ類試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

### （委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

### （状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

### （委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和6年6月30日までとする。

### （費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

### （成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

### （契約の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めるとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年10月26日

甲 唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長 峰 達

乙 唐津市海岸通7182番地23

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 崙 和

唐 農 水 第 9 1 3 号  
令 和 5 年 1 1 月 1 7 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和5年11月17日付けで佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長川寄和正より、佐賀玄海漁業組合鎮西町統括支所におけるコンブ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしく願いいたします。

## 意見書

佐賀玄海漁業協同組合鎮西町統括支所・名護屋地区においては、沿岸イカ釣り漁業を主としていますが、近年は水揚量の減少が著しく、漁業経営は厳しい状況です。

そこで、効率的で漁業収入が見込めるコンブの養殖を検討することとなりました。コンブ養殖の兼業を拡大することは、漁業経営を安定させることと、試験養殖予定地である方柄浦地先の特徴として、外洋からの風波を受けやすく、貝類養殖漁業以外での有効活用が期待できるものと考えております。

玄海水産振興センターの指導のもと、コンブの試験養殖を行うことを、よろしくお取り計らいくださいますよう、お願いいたします。

令和5年11月17日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

水産第 3769 号  
令和 5 年（2023 年）12 月 8 日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川崎 和正 様

佐賀県農林水産部  
水産課長 横尾

共同漁業権漁場外における土砂採取の認可申請について（照会）

唐津市東大島町 2 番地 唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 三浦 且雄から申請の共同漁業権漁場外（小川島新北沖、馬渡島沖及び小川島北東沖）における海砂採取に係る砂利採取認可について、県土整備部河川砂防課長から申請に対する意見の照会がありました。

については、この申請に対する漁業調整上の支障の有無について令和 5 年 12 月 15 日（金）までに回答してください。

## 記

### 1 申請区域

(1) 小川島新北沖	採取面積	1,438,368 平方メートル
	採取量	700,000 立方メートル
(2) 馬渡島沖	採取面積	1,000,000 平方メートル
	採取量	100,000 立方メートル
(3) 小川島北東沖	採取面積	1,429,129 平方メートル
	採取量	200,000 立方メートル

### 2 採取期間

令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで

（担当：漁業調整担当）

河 第 8 6 5 号 の 4  
令 和 5 年 1 2 月 8 日

水産課長 様

河川砂防課長

砂利採取計画認可申請に係る意見の聴取について（照会）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定により、下記の砂利採取業者から、別添のとおり砂利採取計画の認可申請がありました。

については、当該計画に関する公益上の支障の有無、認可に際しての注意事項等がありましたら、令和5年12月下旬までに回答願います。

記

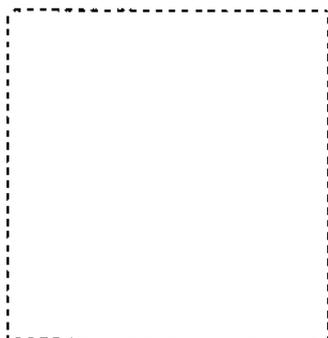
1 申請者

- |                        |                            |
|------------------------|----------------------------|
| (1) 住 所                | 唐津市東大島町2番地                 |
| (2) 氏名又は名称<br>(法人は代表者) | 唐津湾海区砂採取協同組合<br>代表理事 三浦 旦雄 |
| (3) 登録年月日              | 昭和49年12月27日                |
| (4) 登録番号               | 佐賀第75号                     |

2 申請地

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 所在地・面積    | 唐津市呼子町 小川島新北沖<br>1, 438, 368平方メートル<br>(詳細別添・採取地位置図参照) |
| (2) 新規・継続申請の別 | 継続  |

(担当) 管理担当 山下 (内線 2689)
---------------------------



× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認可番号	

(注) ×印は記入しないこと

## 海砂利採取計画認可申請書

令和5年11月27日

佐賀県知事 山口 祥 義 様

住所 佐賀県唐津市東大島町2番地  
氏名または名称 唐津湾海区砂採取協同組合  
及び法人にあつては 代表理事 三 浦 旦 夫  
その代表者の氏名  
生年月日 昭和36年6月12日

登録年月日 昭和49年12月27日

登録番号 佐賀第 75号

(電話番号 0955 - 73 - 1521)

砂利採取法第16条及び佐賀県海砂利採取計画認可要綱の規定に基づき、次のとおり海砂利採取計画の認可を申請します。

1 砂利採取場の区域

佐賀県唐津市呼子町小川島沖

7キロメートル（小川島新北沖）

面積

1,438,368 平方メートル

2 採取をする砂利の種類及び数量

(1) 砂利の種類 海砂

(2) 採取予定数量 70万 立方メートル

3 採取の期間

令和6年 1月 1日から令和6年12月31日まで

4 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項

(1) 採取の方法等

回数	1回/日
採取船	3隻
方式	ポンプ方式
掘削深	3メートル以内

5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 転載、沖積

沖積は行わない

湾内では転載する場合もある

(2) 採取時間

日出から日没迄

(3) 汚濁水の処理方法

自然排水

(4) 採取区域及び採取船の表示等

採取船には許可番号表示

採取区域は“GPS”で確認して指定区域を厳守する。

6 採取をした砂利の水切りの方法および設備その他の施設に関する事項

運行中採取船の排水ポンプによる水切り

7 採取する砂利の供給先及び用途（立方メートル）

区 分	建設業者	砂利販売業者	生コンクリート業者	自家消費	そ の 他
佐賀県内		700,000 $\text{m}^3$			
福岡県内					
そ の 他					

(2) 採取用機械及び設備等

採取船名	船舶番号	船籍港	総トン数	用途	船舶所有者	乗組員	業務主任者	積載量	1日採取量	年間採取量	ハクヤク	ポンプ能力
げんか	第136502号	佐賀県	414 ト	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	菊池 健哉	2,997t	1回	280,000m <sup>3</sup>	8.5m <sup>3</sup>	26t
バージげんかい	△16E70002	唐津市	2,950 ト	砂採取作業船								
第七げんかい	第143189号	佐賀県	407 ト	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	宮田 勲司	2,981t	1回	250,000m <sup>3</sup>	7m <sup>3</sup>	26t
バージ第七げんかい	△30E70001	唐津市	3,395 ト	砂採取作業船								
第8住岩丸	第143488号	長崎県	407 ト	砂採取船の押船	香岐開発株式会社 住岩海運株式会社	8名	三浦 貴典	3,349t	1回	170,000m <sup>3</sup>	6m <sup>3</sup>	26t
バージ麗洋	△31E70001	唐崎市	4,060 ト	砂採取作業船								
合 計						26名				700,000m <sup>3</sup>		

# 小川島新北沖採取地位置図

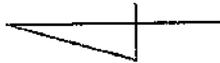
(1:100,000)

基点：加唐島港西防波堤灯台

- イ、基点より真方位 8度07分へ8,969.4mの点。
  - ロ、イ点より真方位 77度00分へ2,200mの点。
  - ハ、ロ点より真方位180度00分へ1,000mの点。
  - ニ、ハ点より真方位273度00分へ1,868.9mの点。
- イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域

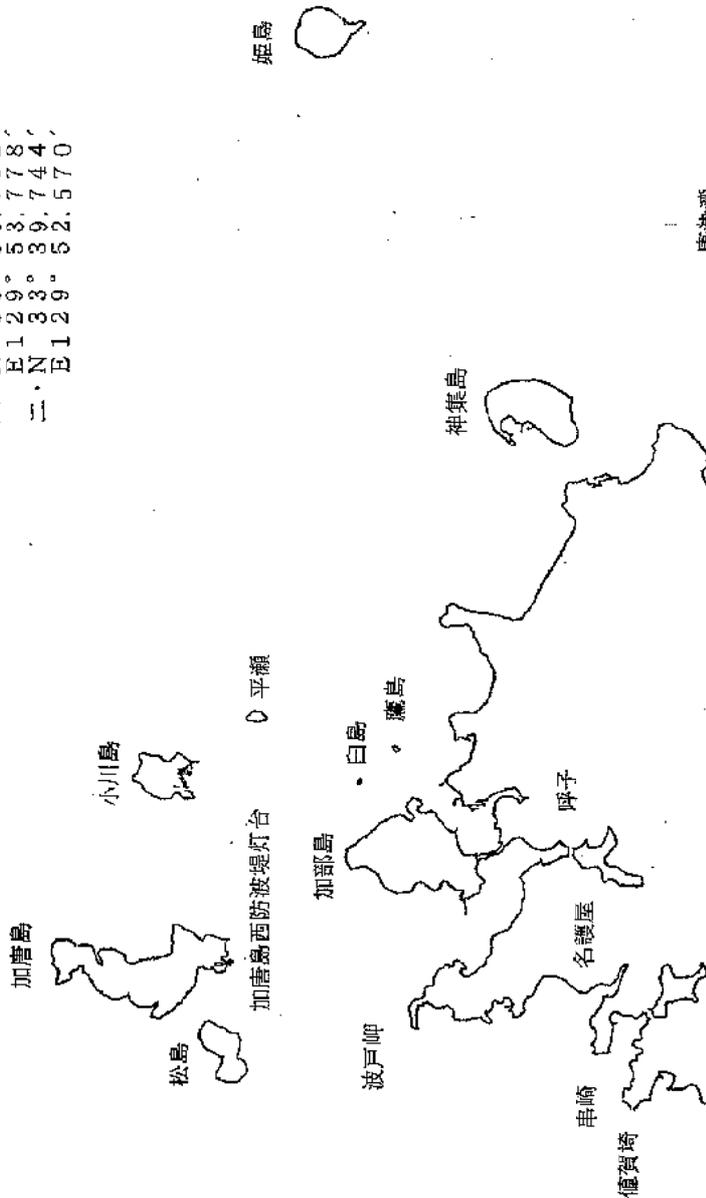


鳥帽子島



経度・緯度

イ	・N	33°	39.963'
ロ	・N	33°	52.388'
ハ	・N	29°	40.248'
ニ	・N	33°	53.771'
	・E	129°	53.778'
	・E	129°	52.570'





佐賀県唐津市東大島町2番地、唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 三浦巨雄に漁業権に支障のない限り、下記の条件により砂採取に同意する。

## 記

1. 砂採取の場所

佐賀県唐津市呼子町小川島新北沖

別紙図面の箇所

2. 使用採取船

採取船舶は唐津湾海区砂採取協同組合に所属する船舶で佐賀県知事の土砂採取許可証を所有する船舶であること。

3. 採取数量は700,000立方メートルとする。

4. 砂採取の期間

令和6年1月1日より令和6年12月31日までとする。

5. 関係官公署より指示がある時は、両者協議の上善処する。

6. 採取協同組合は、各採取船の統制規正を確実にすること。

令和5年11月20日

佐賀県唐津市海岸通り7182-23

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 利

佐賀県唐津市屋形石3920

屋形石漁業協同組合

代表理事組合長 平 田 秀

佐賀県唐津市呼子町小川島227番地

小川島漁業協同組合

代表理事組合長 川 添 光

# 北沖採取地位置図

(1:100,000)

昔西防波堤灯台

- 真方位 8度07分へ8,969.4mの点。
- 真方位 77度00分へ2,200mの点。
- 真方位 180度00分へ1,000mの点。
- 真方位 273度00分へ1,868.9mの点。

ハ・ニ・イを順次に結んだ区域



烏帽子島



経度・緯度

点	緯度	経度
イ	33° 23' N	133° 33' E
ロ	33° 39' N	133° 52' E
ハ	33° 39' N	140° 37' E
ニ	33° 23' N	139° 37' E

加唐島



松島

小川島



加唐島西防波堤灯台 0 平瀬



烏渡島

姫島



加部島



波戸岬

白島

鷹島

神集島



河 第 8 6 5 号 の 5  
令和 5 年 1 2 月 8 日

水産課長 様

河川砂防課長

砂利採取計画認可申請に係る意見の聴取について（照会）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定により、下記の砂利採取業者から、別添のとおり砂利採取計画の認可申請がありました。

については、当該計画に関する公益上の支障の有無、認可に際しての注意事項等がありましたら、令和5年12月下旬までに回答願います。

記

1 申請者

- |                        |                            |
|------------------------|----------------------------|
| (1) 住 所                | 唐津市東大島町2番地                 |
| (2) 氏名又は名称<br>(法人は代表者) | 唐津湾海区砂採取協同組合<br>代表理事 三浦 旦雄 |
| (3) 登録年月日              | 昭和49年12月27日                |
| (4) 登録番号               | 佐賀第75号                     |

2 申請地

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 所在地・面積    | 唐津市鎮西町 馬渡島沖<br>1,000,000平方メートル<br>(詳細別添・採取地位置図参照) |
| (2) 新規・継続申請の別 | 継続  |

(担当) 管理担当 山下 (内線 2689)
---------------------------



× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認可番号	

(注) ×印は記入しないこと

## 海砂利採取計画認可申請書

令和5年11月27日

佐賀県知事 山口 祥 義 様

住所 佐賀県唐津市東大島町2番地  
氏名または名称 唐津湾海区砂採取協同組合  
及び法人にあっては 代表理事 三 浦 且 雄  
その代表者の氏名  
生年月日 昭和36年6月12日

登録年月日 昭和49年12月27日

登録番号 佐賀第 75号

(電話番号 0955 - 73 - 1521)

砂利採取法第16条及び佐賀県海砂利採取計画認可要綱の規定に基づき、次のとおり海砂利採取計画の認可を申請します。

1 砂利採取場の区域

佐賀県唐津市鎮西町馬渡島沖

5.0キロメートル（馬渡島沖）

面積

1,000,000 平方メートル

2 採取をする砂利の種類及び数量

(1) 砂利の種類 海砂

(2) 採取予定数量 10万 立方メートル

3 採取の期間

令和6年 1月 1日から令和6年12月31日まで

4 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項

(1) 採取の方法等

回数	1 回/日
採取船	3 隻
方式	ポンプ方式
掘削深	3メートル以内

5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 転載、沖積

沖積は行わない

湾内では転載する場合もある

(2) 採取時間

日出から日没迄

(3) 汚濁水の処理方法

自然排水

(4) 採取区域及び採取船の表示等

採取船には許可番号表示

採取区域は“GPS”で確認して指定区域を厳守する。

6 採取をした砂利の水切りの方法および設備その他の施設に関する事項

・運行中採取船の排水ポンプによる水切り

7 採取する砂利の供給先及び用途（立方メートル）

区 分	建設業者	砂利販売業者	生コンクリート業者	自家消費	そ の 他
佐賀県内		100,000 m <sup>3</sup>			
福岡県内					
そ の 他					

(2) 採取用機械及び設備等

採取船名	船舶番号	船籍港	総トン数	用途	船舶所有者	乗員数	業務主任者	積載量	日採取量	年間採取量	ハゲツト	ポンプ能力
げんか	第136502号	佐賀県	414 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	菊池 健哉	2,997t	2,997m <sup>3</sup>	40,000m <sup>3</sup>	8.5m <sup>2</sup>	26吋
パージげんかい	ハ1670002	唐津市	2,950 トン	砂採取作業船								
第七げんかい	第143189号	佐賀県	407 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	宮田 勲司	2,981t	2,981t	50,000m <sup>3</sup>	7 m <sup>2</sup>	26吋
パージ第七げんかい	ハ30670001	唐津市	3,395 トン	砂採取作業船								
第88住岩丸	第143438号	長崎県	407 トン	砂採取船の押船	岩岐開発株式会社	8名	三浦 貴旦	3,349t	3,349m <sup>3</sup>	10,000m <sup>3</sup>	6 m <sup>2</sup>	25吋
パージ鹿洋	ハ31150001	岩崎市	4,060 トン	砂採取作業船	住岩海運株式会社							
合 計						26名			9,327m <sup>3</sup>	100,000m <sup>3</sup>		

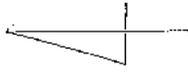
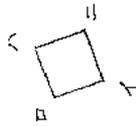
馬渡島沖採取地位地図

(1:100,000)

基点：肥前馬渡島灯台

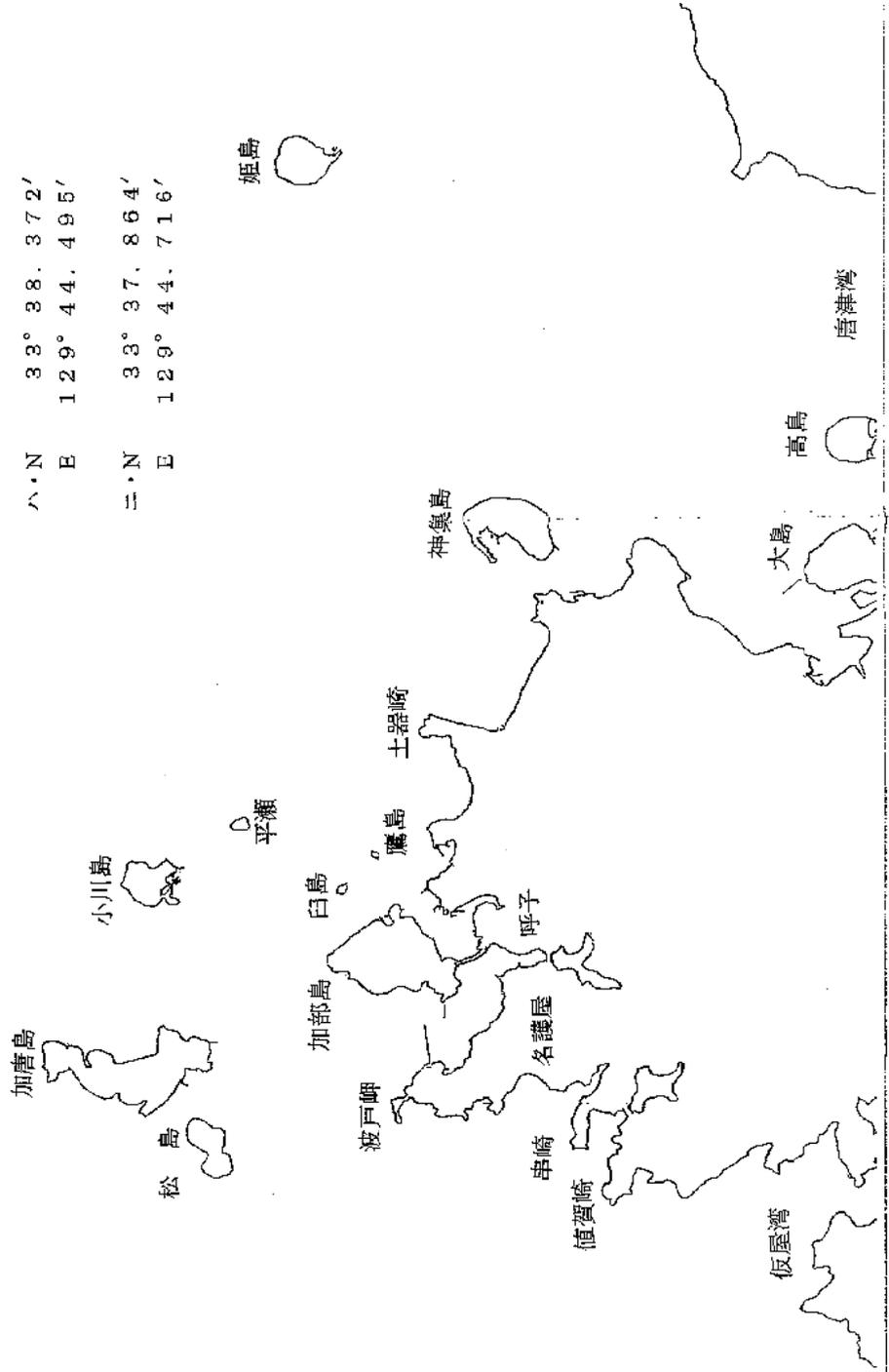
- イ. 基点より真方位340度00分〜7,500mの点。
- ロ. イ点より真方位340度00分〜1,000mの点。
- ハ. ロ点より真方位70度00分〜1,000mの点。
- ニ. ハ点より真方位160度00分〜1,000mの点。

イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域



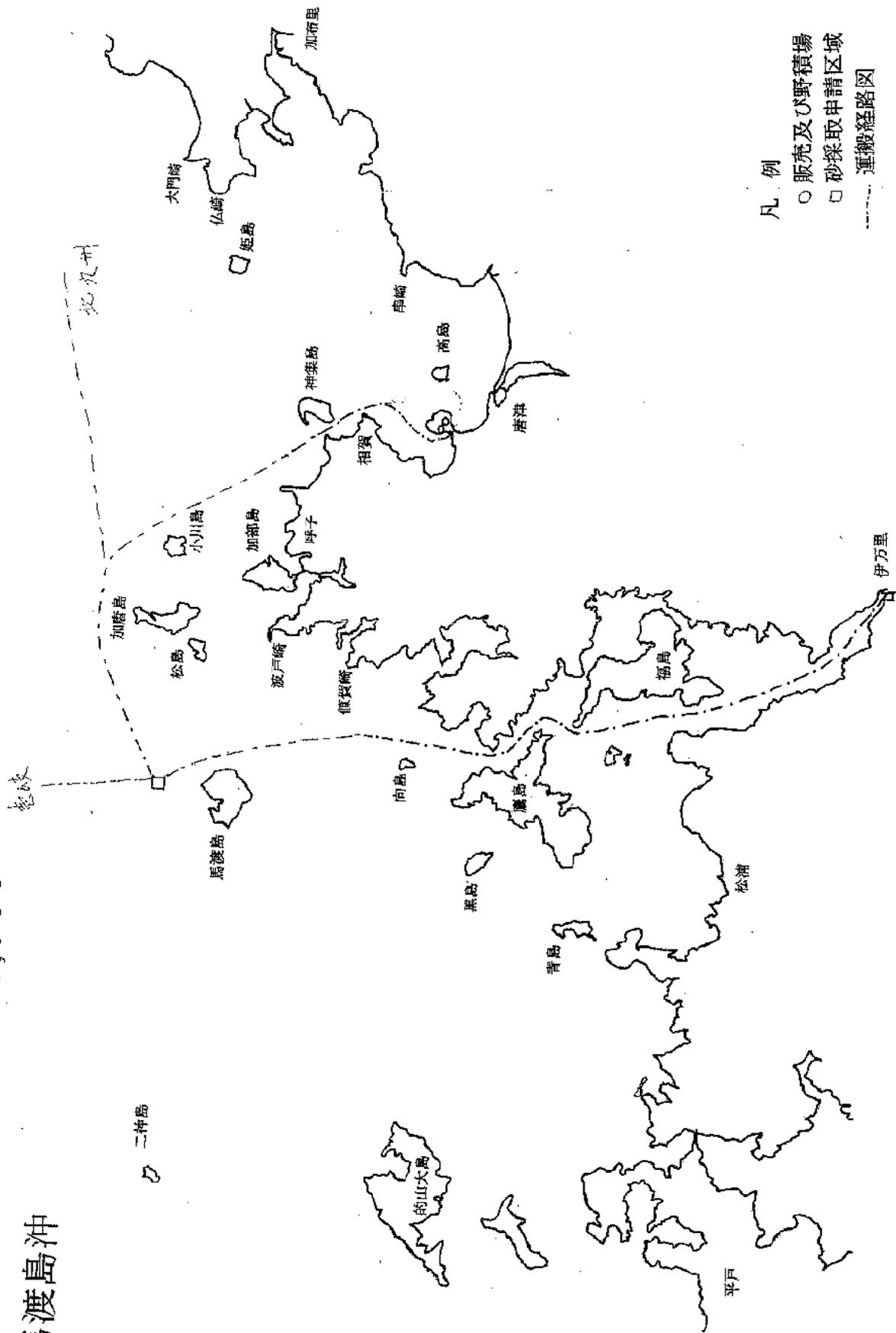
鳥帽子島

		緯度・経度	
イ・N	33° 37. 679'		
E	129° 44. 109'		
ロ・N	33° 38. 187'		
E	129° 43. 887'		
ハ・N	33° 38. 372'		
E	129° 44. 495'		
ニ・N	33° 37. 864'		
E	129° 44. 716'		



運搬経路見取図 1:200,000

馬渡島沖



佐賀県唐津市東大島町2番地、唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 三浦旦雄に漁業権に支障のない限り、下記の条件により砂採取に同意する。

## 記

1. 砂採取の場所

佐賀県唐津市鎮西町馬渡島沖

別紙図面の箇所

2. 使用採取船

採取船舶は唐津湾海区砂採取協同組合に所属する船舶で佐賀県知事の土砂採取許可証を所有する船舶であること。

3. 採取数量は100,000立方メートルとする。

4. 砂採取の期間

令和6年 1月 1日より令和6年12月31日までとする。

5. 関係官公署より指示がある時は、両者協議の上善処する。

6. 採取協同組合は、各採取船の統制規正を確実にすること。

令和5年11月20日

佐賀県唐津市海岸通り7182-235  
佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 和

佐賀県唐津市屋形石3920  
屋形石漁業協同組合

代表理事組合長 平 田 芳

佐賀県東松浦郡玄海町今村4923番地  
外津漁業協同組合

代表理事組合長 尾 崎 行

佐賀県東松浦郡玄海町仮屋398-5  
仮屋漁業協同組合

代表理事組合長 山 口 忠

佐賀県唐津市肥前町大浦310-3  
大浦浜漁業協同組合

代表理事組合長 坂 口 正

佐賀県唐津市呼子町小川島227番地  
小川島漁業協同組合

代表理事組合長 川 添 光

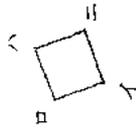
# 馬渡島沖採取地位地図

(1:100,000)

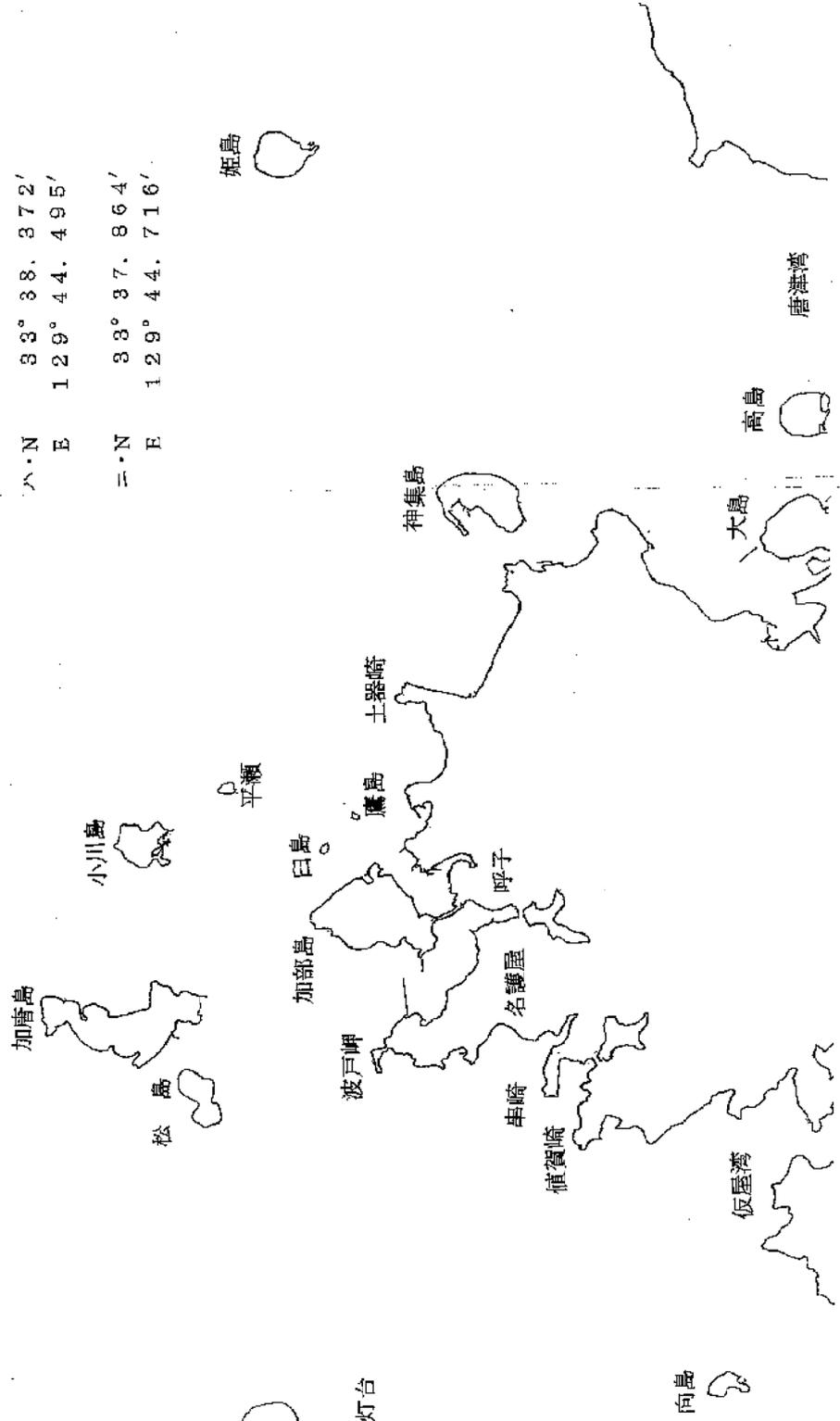
基点：肥前馬渡島灯台

基点より真方位340度00分へ7,500mの点。  
 イ点より真方位340度00分へ1,000mの点。  
 ロ点より真方位70度00分へ1,000mの点。  
 ハ点より真方位160度00分へ1,000mの点。

・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域



	緯度	経度
イ・N	33° 37. 079'	
イ・E	129° 44. 109'	
ロ・N	33° 38. 187'	
ロ・E	129° 43. 887'	
ハ・N	33° 38. 372'	
ハ・E	129° 44. 495'	
ニ・N	33° 37. 864'	
ニ・E	129° 44. 716'	



河 第 8 6 5 号 の 6  
令和 5 年 1 2 月 8 日

水産課長 様

河川砂防課長

砂利採取計画認可申請に係る意見の聴取について（照会）

砂利採取法（昭和 4 3 年法律第 7 4 号）第 1 6 条の規定により、下記の砂利採取業者から、別添のとおり砂利採取計画の認可申請がありました。

については、当該計画に関する公益上の支障の有無、認可に際しての注意事項等がありましたら、令和 5 年 1 2 月下旬までに回答願います。

記

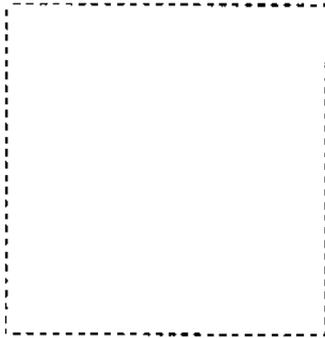
1 申請者

- |                        |                            |
|------------------------|----------------------------|
| (1) 住 所                | 唐津市東大島町 2 番地               |
| (2) 氏名又は名称<br>(法人は代表者) | 唐津湾海区砂採取協同組合<br>代表理事 三浦 旦雄 |
| (3) 登録年月日              | 昭和 4 9 年 1 2 月 2 7 日       |
| (4) 登録番号               | 佐賀第 7 5 号                  |

2 申請地

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 所在地・面積    | 唐津市呼子町 小川島北東沖<br>1, 4 2 9, 1 2 9 平方メートル<br>(詳細別添・採取地位置図参照) |
| (2) 新規・継続申請の別 | 継続   |

(担当) 管理担当 山下 (内線 2689)
---------------------------



× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認可番号	

(注) ×印は記入しないこと

## 海砂利採取計画認可申請書

令和5年11月27日

佐賀県知事 山口 祥 義 様

住所 佐賀県唐津市東大島町2番地  
氏名または名称 唐津湾海区砂採取協同組合  
及び法人にあっては 代表理事 三 浦 且 雄  
その代表者の氏名  
生年月日 昭和36年6月12日

登録年月日 昭和49年12月27日

登録番号 佐賀第 75号

(電話番号 0955 - 73 - 1521)

砂利採取法第16条及び佐賀県海砂利採取計画認可要綱の規定に基づき、次のとおり海砂利採取計画の認可を申請します。

1 砂利採取場の区域

佐賀県唐津市呼子町 小川島沖

4.0 キロメートル (小川島北東沖)

面積

1,429,129 平方メートル

2 採取をする砂利の種類及び数量

(1) 砂利の種類 海砂

(2) 採取予定数量 20万 立方メートル

3 採取の期間

令和6年 1月 1日から令和6年12月31日まで

4 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項

(1) 採取の方法等

回数	1 回/日
採取船	3 隻
方式	ポンプ方式
掘削深	3メートル以内

5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 転載、沖積

沖積は行わない

湾内では転載する場合もある

(2) 採取時間

日出から日没迄

(3) 汚濁水の処理方法

自然排水

(4) 採取区域及び採取船の表示等

採取船には許可番号表示

採取区域は“GPS”で確認して指定区域を厳守する。

6 採取をした砂利の水切りの方法および設備その他の施設に関する事項

運行中採取船の排水ポンプによる水切り

7 採取する砂利の供給先及び用途（立方メートル）

区 分	建設業者	砂利販売業者	生コンクリート業者	自家消費	そ の 他
佐賀県内		200,000m <sup>3</sup>			
福岡県内					
そ の 他					

(2) 採取用機械及び設備等

採取船名	船舶番号	船籍港	総トン数	用途	船舶所有者	乗員	業務主任者	積載量	1日採取量	年間採取量	ハケット	ポンプ能力
げんか	第135502号	佐賀県	414 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	菊池 健哉	2,997t	2,997㎡	80,000㎡	8.5㎡	26吋
バージげんかい	ハ16070002	唐津市	2,950 トン	砂採取作業船								
第七げんかい	第143189号	佐賀県	407 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	宮田 薫司	2,981t	2,981㎡	80,000㎡	7㎡	26吋
バージ第七げんかい	ハ30270001	唐津市	3,395 トン	砂採取作業船								
第8住若丸	第143438号	長崎県	407 トン	砂採取船の押船	若岐開発株式会社	8名	三浦 貴旦	3,349t	3,349㎡	40,000㎡	6㎡	26吋
バージ藤洋	ハ3170001	唐津市	4,060 トン	砂採取作業船	住若海運株式会社							
合 計						26名			9,327㎡	200,000㎡		

# 小川島北東沖採取地位置図

(1:100,000)

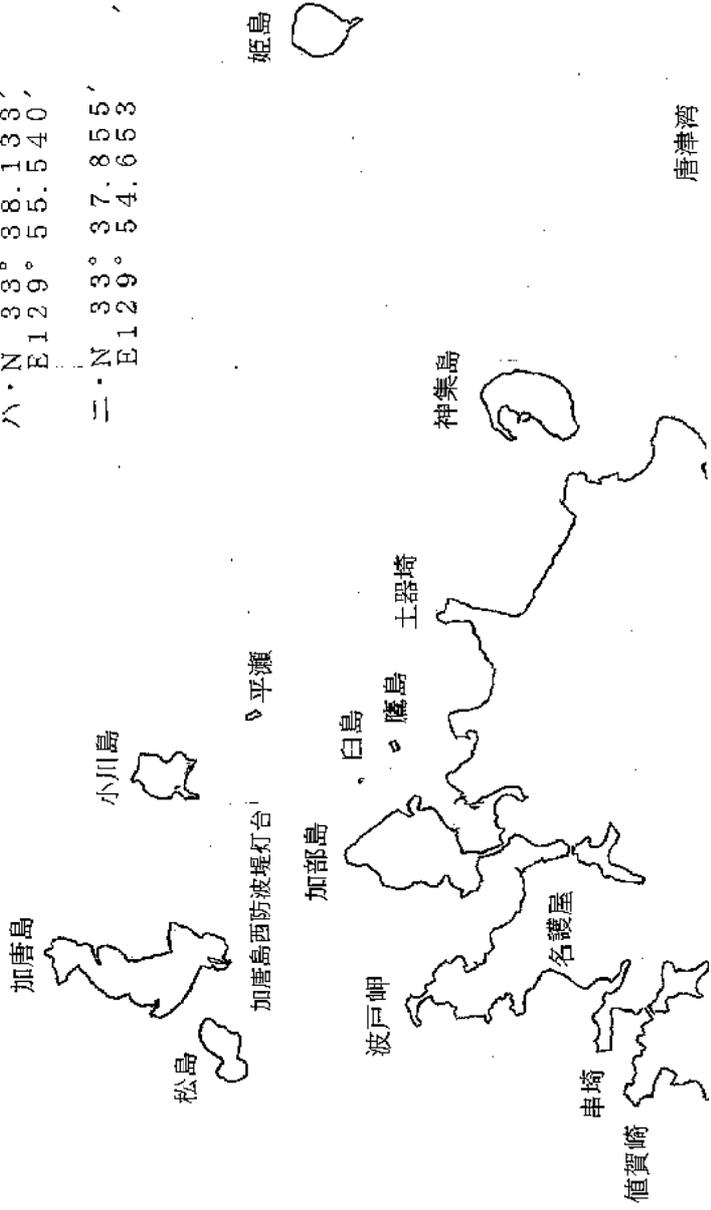
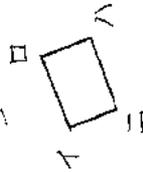
基点：加唐島港西防波堤灯台

- イ、 基点より真方位 36度51分へ7, 367.4mの点
  - ロ、 イ点より真方位 70度00分へ1, 430mの点。
  - ハ、 ロ点より真方位162度00分へ1, 000mの点。
  - ニ、 ハ点より真方位250度00分へ1, 430mの点。
- イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域

烏帽子島

経度・緯度

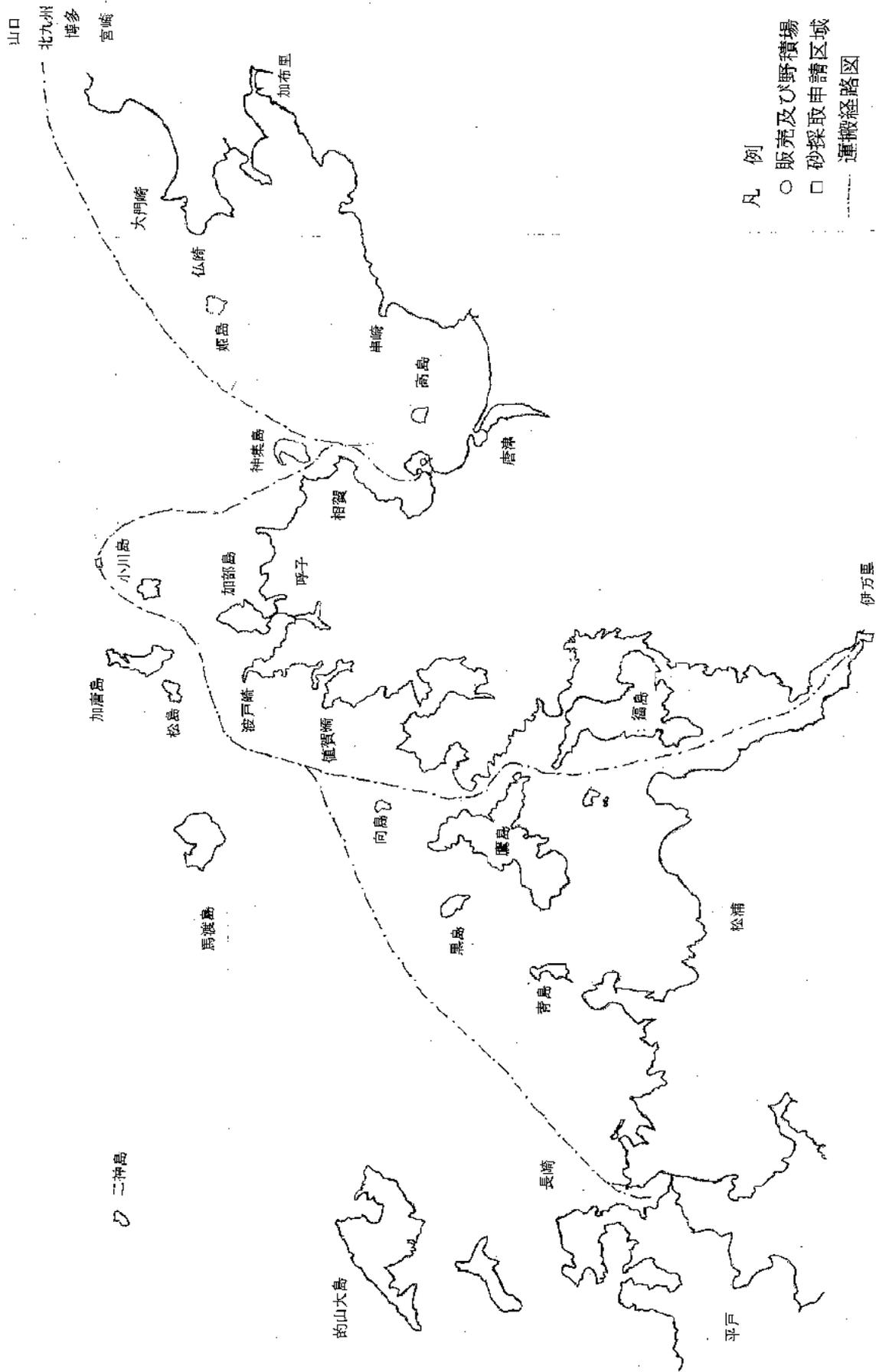
- イ・N 33° 38.367'
- E 129° 54.447'
- ロ・N 33° 38.639'
- E 129° 55.313'
- ハ・N 33° 38.133'
- E 129° 55.540'
- ニ・N 33° 37.855'
- E 129° 54.653'



運搬経路見取図 1:200,000

小川島北東沖

鳥帽子島



- 凡例
- 販売及び野積場
  - 砂採取申請区域
  - 運搬経路図



## 同意書

佐賀県唐津市東大島町2番地、唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 三浦亘雄に漁業権に支障のない限り、下記の条件により砂採取に同意する。

### 記

1. 砂採取の場所

佐賀県唐津市呼子町小川島北東沖  
別紙図面の箇所

2. 使用採取船

採取船舶は唐津湾海区砂採取協同組合に所属する船舶で佐賀県知事の上砂採取許可証を所有する船舶であること。

3. 採取数量は200,000立方米とする。

4. 砂採取の期間

令和6年 1月 1日より令和6年12月31日までとする。

5. 関係官公署より指示がある時は、両者協議の上善処する。

6. 採取協同組合は、各採取船の統制規正を確実にすること。

令和5年11月20日

佐賀県唐津市海岸通り7182-233

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 和

佐賀県唐津市屋形石3920

屋形石漁業協同組合

代表理事組合長 平 田 芳

佐賀県唐津市呼子町小川島227番地-1

小川島漁業協同組合

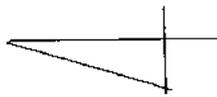
代表理事組合長 川 添 光

# 小川島北東沖採取地位位置図

(1:100,000)

基点：加唐島港西防波堤灯台

- イ、基点より真方位 36度51分へ7, 367.4mの点
  - ロ、イ点より真方位 70度00分へ1, 430mの点。
  - ハ、ロ点より真方位162度00分へ1, 000mの点。
  - ニ、ハ点より真方位250度00分へ1, 430mの点。
- イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域

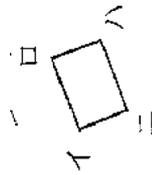


烏帽子島

イ

経度・緯度

- イ・N 33° 38.367'
- E 129° 54.447'
- ロ・N 33° 38.639'
- E 129° 55.313'
- ハ・N 33° 38.133'
- E 129° 55.540'
- ニ・N 33° 37.855'
- E 129° 54.653'



加唐島

小川島

松島

加唐島西防波堤灯台

平瀬

加部島

白島

鷹島

土器崎

神集島

波戸岬

名護屋

神崎

値賀崎

馬渡島

姫島

唐津湾